

保険法の見直しに関する中間試案についての意見書

2007年9月13日

日本弁護士連合会

第1 保険法の適用範囲

現行商法の保険契約に関する規定が適用又は準用の対象としているもの（保険を営業としてする者を保険者とする保険と相互保険）だけでなく、契約として実質的にこれらと同様のもの（共済等）も、適用範囲に含めるものとする。

（注1） 保険法（第2以下の各規律）の適用の対象となる「保険」の意義については、例えば、「保険、共済その他いかなる契約の種類であるかを問わず、発生するかどうか又は発生が不確定な一定の事故（一定の偶然の事故）が発生する危険に備えるために、多数の者がその危険に応じて保険料を拠出し、事故が発生した場合にその拠出を受けた者が金銭の支払その他の給付をし、危険への備えを実現することを内容とする仕組み」をいうとすることが考えられるが、これを法文上規定することの当否を含め、なお検討する。

（注2） 保険契約に関する総則的な規律として、保険者、保険契約者その他の関係当事者は、保険契約の締結から終了に至るまで、信義に従って誠実に行動し、必要に応じて互いに協力するよう努める旨を定めることについては、なお検討する。

現行商法の参考条文 第664条、第683条第1項

【意見】

賛成する。

（注1）については、保険の意義を法文上規定する場合、遺漏がないように規定できるのであれば規定することに賛成であるが、そうでないとなれば規定を設けるべきではなく、その場合、「保険」の意義（本質）は、保険法の規律全体を通じて、個別具体的な規定によって明らかとなるようにすべきである。また、保険数理は、保険の本質を構成するものとする。

（注2）については、規定を設けることに反対である。

【理由】

「保険とはなにか」を法文上定義すると、その定義からはずれた行為に保険法の規律を及ぼすことができないという支障があることは理解し得るが、他方、保険法上の各個の規定の適用範囲を画するため、保険法において「保険」の意義（本質）は明確である必要があろう。

この点、「保険」が、偶然の事故が発生する危険に備える仕組みとして、保

険契約者は、当該事故が発生する確率及び事故が発生した場合に支払われるべき保険金の額を基礎として算出される保険料を拠出する義務を負い、また、保険者は、当該事故が発生する確率及び事故が発生した場合に支払われるべき保険金の額を基礎として算出される額の財産を積立てる義務を負うと解されることから、保険料及び積立金の計算が保険数理に従うべきことは保険の仕組みの本質と考えられる。

それゆえ、保険法上の各個の規定の文言は、「保険」の意義を「保険、共済その他いかなる契約の種類であるかを問わず、発生するかどうか又は発生の時期が不確定な一定の事故（一定の偶然的事故）が発生する危険に備えることを企図する複数の者が、その危険に応じて保険数理に従い算出される保険料を拠出し、保険料の拠出を受けた者が、保険数理に従い拠出された保険料を積立て、保険料を拠出した者のうち事故が発生した者に対し金銭の支払その他の給付をする仕組み」としたうえで定めるのが妥当と思料する。

このように解する場合、（解約返戻金が保険数理に従うべきとする規定のみのならず）保険料は保険数理に基づき定められなければならないということ、及び、保険者は、保険数理に基づき積立を行わなければならないという規定を設けるべきではないか。かかる規定を基本法としての保険法に定めることによって、監督法としての保険業法上の関連規定（同法第116条、第121条等）に実体法上の根拠を与えることになる。

（注2）については、民法第1条第2項によってカバーされることから不要であると考え。また、仮に、（注2）のような規定を設けた場合、その違反の効果が不明であることから、立法者の意図せぬ利用をされる危険性がある。

第2 損害保険契約に関する事項

1 損害保険契約の成立

(1) 損害保険契約の意義

損害保険契約は、当事者の一方が一定の偶然的事故によって相手方又は第三者に生ずることのある損害をてん補することを約し、相手方がこれに対して保険料を支払うことを約することによって、その効力を生ずるものとする。

（注） 損害のてん補の方法には、金銭の支払のほか、金銭の支払以外の方法による給付（いわゆる現物給付）も含まれる（3(1)参照）。

現行商法の参考条文 第629条

【意見】

賛成する。

ただし、「偶然の事故」は、「発生又はその時期が不確定な事故」とすべきである。

また、保険者は、保険料の額を、生じることのある損害につき保険数理に基づき算出しなければならないとする規定を追加すべきである。

【理由】

「偶然の事故」という表現は、事故が故意ではないという意味と多義的であるため、契約締結時点において、発生するかどうか又は発生の時期が不確定である事故（第1参照）であることを明確にするのが妥当である。

また、保険料が、保険数理に基づき定められることは、保険の本質と解されるので（第1参照）、この点を明らかにすべきである。かかる規定は、会社法における「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。」と同様の効力を有することになる。

(2) 損害保険契約の目的（いわゆる被保険利益）

損害保険契約は、金銭に見積もることができる利益に限り、その目的とすることができるものとする。

（注） 強行規定（これに反する約定が無効とされる規定をいう。）とする。

現行商法の参考条文 第630条

【意見】

賛成する。

【理由】

損害保険の定義規定により、実損填補が損害保険の本質であることが明らかにされる以上、損害保険契約の目的が金銭に見積もることができる利益に限られることは自明と考えられる。

(3) 危険に関する告知 【各契約共通事項】

ア 契約の解除の要件

保険者が保険契約の締結に際し、保険契約者又は被保険者に対して危険に関する重要な事項につき事実の告知を求めた場合において、保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失によって当該事項について事実の告知をしなかったときは、保険者は、保険契約の解除をすることができるものとする。

（注1） 「告知をしなかった」とは、不実の告知をした結果ある事実が告知されなかった場合を含むものである。

(注2) 契約が更新された場合における告知に関する規律の在り方については、なお検討する(契約の更新については、他の項目においてもその規律の在り方について検討する必要がある。)

(注3) 片面的強行規定(損害保険契約においては、基本的にこれに反する約定で保険契約者又は被保険者に不利なものが無効とされる規定をいうが、その意味については個々の規律ごとに検討する必要がある。)とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第644条第1項本文

【意見】

自発的申告義務から質問応答義務への変更に賛成する。

被保険者に対し告知を求め得ることに賛成する。

【理由】

保険契約の締結にあたり、保険者が保険契約者に告知を求め得る事実は、保険の引受けの可否及び引受ける場合の保険料の額を算出するための危険の測定の資料となるべき事実であるが、いかなる事実が保険者による危険の測定の資料となるかについて保険契約者は必ずしも十分知り得ない。それゆえ、保険契約者は、危険測定の資料となるべき事実の告知をする義務を、保険者からの質問に基づいて負担するとすべき。

そして、このように告知義務を、保険者の質問に基づくものとすれば、被保険者が保険契約者でない場合に告知義務を課しても特段の負担ではないだろう。

(注2)については、契約の更新の場合は、新規契約の場合とは異なり、改めて新規契約の時と同じ告知義務を負わせるべきではない。また、単純な更新のみならず、実質的に継続契約と考えられるような場合も同様に扱うべきである。

(注3)については、ここを片面的強行規定にすることにより、アの規律以上に告知義務の範囲を広げて契約者等に不利をまねく特約は無効となるので、「他保険契約の告知義務を負わせて違反の場合に契約解除効果を認める」約款は無効になると考えられる。

イ 保険者が契約の解除をすることができない場合

アにかかわらず、

保険者が、保険契約者又は被保険者において告知をしなかった事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったときは、保険者は、保険契約の解除をすることができないものとする。

〔保険者の使用人等のうち告知を受領する権限を有しない者が、保険契約者又は被保険者において事実の告知をすることを妨げたなど一定の場合〕には、保険者は、保険契約の解除をすることができないものとする。

(注1) における規律の在り方については、〔 〕内の「保険者の使用人等」の範囲、要件設定に当たって保険者の使用人等と保険契約者又は被保険者の告知の際の行為の態様を考慮すること等を含め、なお検討する。

(注2) 片面的強行規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第644条第1項ただし書

【意見】

につき基本的に賛成する。保険者の善意無過失の立証責任は解除を求める保険者側にて負担すべき（保険者の善意無過失は解除権発生の要件とすべき）であろう。

につき、保険者の使用人等（保険募集人を含む。）のうち告知を受領する権限を有しない者が保険契約者又は被保険者において事実の告知をすることを妨げた場合には、保険者は、保険契約を解除することができないとする上記の規定を設けることに賛成する。

(注1) につき、生命保険募集人等の告知受領権を有さないが告知受領事務を取扱う者が、保険契約者に対し、告知することを妨げる行為をした場合における、告知義務違反を理由とする保険者による解除に関する紛争が存在するとの立法事実を鑑み、「保険者の使用人等」につき適正な規律の範囲を画すべきである。

(注2) につき、片面的強行規定とすることに賛成する。

【理由】

につき、保険者側に故意過失がある場合に、保険者が保険契約を解除し得ないとの結論に異論はない。もっとも、（保険者の故意過失を解除権阻却事由とするのではなく）保険者の善意無過失を解除権発生の要件とし、解除権を行使する保険者において、善意かつ無過失の立証責任を負うとすべきである。これにより、保険者の解除権を妥当な範囲に限定することが可能となる。問題は
の場合である。生命保険募集人など告知受領権を有さないが告知受領事務を取扱う者が、保険契約者に対し、告知することを妨げる行為をした場合における、告知義務違反を理由とする保険者による解除に関する紛争という立法事実が存在するなか、かかる紛争における保険者の解除権の制限は、上記（保険者の故意過失）のみでは十分対応できないと考えられるため、かかる立法事実
に即した特則を設けるべきである。

ウ 解除権の除斥期間

アによる解除権は、保険者が解除の原因を知った時から1か月間行使しないときは、消滅するものとする。保険契約の成立の時から5年を経過したときも、同様とするものとする。

(注) 強行規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第644条第2項

【意見】

賛成する。

エ アによる解除の効果

A案 アによって契約の解除がされる前に保険事故が発生していたとしても、保険契約者又は被保険者が告知をしなかった事実と当該保険事故との間に因果関係がないことを保険契約者において証明した場合を除き、保険者は、責任を全部免れるものとする。

B案 アによって契約の解除がされる前に保険事故が発生していたとしても、

保険契約者又は被保険者に故意があった場合には、保険契約者又は被保険者が告知をしなかった事実と当該保険事故との間に因果関係がないことを保険契約者において証明した場合を除き、保険者は、責任を全部免れるものとし、

保険契約者又は被保険者に重大な過失があった場合には、
(ア) 正しい告知がされていたとすれば保険者が保険契約を締結しなかったであろう場合には、保険契約者又は被保険者が告知をしなかった事実と当該保険事故との間に因果関係がないことを保険契約者において証明した場合を除き、保険者は、責任を全部免れるものとし、

(イ) (ア)以外の場合(例えば、正しい告知がされていたとすれば保険者がより高い保険料で契約を締結したであろう場合)には、保険契約者又は被保険者が告知をしなかった事実と当該保険事故との間に因果関係がないことを保険契約者において証明した場合を除き、〔一定の方法〕により保険金が減額されるものとする。

(注1) A案及びB案は、いずれもAによる契約の解除の効力が将来効であることを前提としている(4(4)参照)。

(注2) B案を採用する場合には、の(イ)の「一定の方法」の具体的内容、正しい告知がされていたとしても保険者が契約を締結したかどうかや「一定の方法」によって算出(削減)される保険金の額はいづらか等の証明責任を誰が負うことにすべきか、保険契約者又は被保険者が告知をしなかった事実と当該保険事故との間に因果関係がないことを保険契約者において証明した場合に保険者が保険金を全額支払うこととすべきか等について、検討する必要がある。

(注3) 片面的強行規定とする方向であるが、B案を採る場合におけるその当否を含め、なお検討する。

現行商法の参考条文 第645条

【意見】

A案に賛成する。

【理由】

A案は現行商法第645条第2項を基本的に維持するものであり、例外的に告知義務違反と保険事故との因果関係がないことを証明した場合にはこの限りでないとする(オールオアナッシング主義)。これに対し、B案では、告知義務違反において故意の場合と重大な過失の場合を分け、後者において保険契約者側が救済される場合を残す考え方である(プロラタ主義)。ここでの問題の中心は、告知義務違反に重過失がある場合において、保険契約者側を救済すべき場合があるかという点にある。

重過失である場合、実質的にはその態様は様々であり、個別具体的には重過失でも救済されるべき場合が存在しうる可能性があるとも思われる。したがって、B案についても相当程度の合理性があるとの考えもあるが、これまでの判例の立場において重大な過失を故意とほぼ同義に解釈するという場合、疑問は残るものの、重過失を故意と異なって救済すべき場合は少ないと思われる。また、B案を採用した場合、「一定の具体的内容」を確定する必要性や、事後的に保険契約の締結時の状況を確定し、保険金額を決めるなどの複雑な対応も必要とされ、より紛争を生じさせるおそれもある。以上より、相対的にはA案が好ましいとの結論を採用した。

なお、告知義務違反により保険者が保険契約の解除権を有する場合において、当該解除がなされる以前に保険事故が発生した場合、本来、当該保険契約者は保険の保護を受けられないものであるにもかかわらず、単に解除権の行使の遅れにより保護を受けられる結果となるのは妥当でない。保険者が責任を負う場合を簡明に限定できるA案が適当である。

(危険に関する告知関係後注)

保険契約の締結時に保険者は保険契約者又は被保険者に対して他の保険契約(被保険者と保険の目的物と保険事故が同一の保険契約)が締結されているかどうか及びその内容を告知するように求めることができ、保険契約者又は被保険者がこれを告知しなかったときは、保険者は一定の要件の下で保険契約の解除をすることができる旨の規律を設けることについては、なお検討する(保険契約の締結後の他の保険契約の通知については2(1)の(危険の増加関係後注)3、保険事故発生時の他の保険契約に関する規律については3(6)アの(注2)、他の保険契約と重大事由による解除については4(2)の(注2)参照。)

【意見】

かかる規律を設けることは不要である。

【理由】

たしかに、他保険の存在は、生命保険においては不正請求の可能性の判断に、また、損害保険においては求償権行使のために必要であろう。

しかしながら、告知制度は、保険者が保険料を算定するために必要な、引受けるべき危険を測定するためのものである。

したがって、引受けるべき危険の測定に直接に関係しない他保険の存在につき、法律上告知義務を課すのは妥当でない。

他保険が危険の測定に直接に関係しない以上、その告知義務違反が契約解除の効果をもたらすような規定を法律上設けるのは妥当でない。

(4) 第三者のためにする損害保険契約 【各契約共通事項】

被保険者が第三者であるときは、その第三者は、当然に保険契約の利益を享受するものとする。

(注1) 現行商法第647条の規定の実質的内容(保険契約は第三者のためにも締結することができ、この場合には保険契約者が保険料支払義務を負うとの規律)を維持することを前提としている(1(1)も同様である。)

(注2) 現行商法第648条前段の規定(保険契約者が被保険者から委任を受けないで損害保険契約を締結した場合の規律)は、削除するものとする。

(注3) 強行規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第647条, 第648条

【意見】

賛成する。なお、強行規定とするか否かは、慎重に検討すべきである。

【理由】

第三者の知らないところで第三者のために保険契約を締結することを無制限に許容することは、モラルハザード防止との関係で問題となりうるが、損害保険契約における保険金請求権が被保険者に帰属し、相当程度危険が防止されることに鑑みると、現行商法第648条の規律は効果が強すぎるといわざるをえず、私法上の規律としては削除すべきとの意見に賛成する。

ただし、損害保険契約において保険金請求権が被保険者に帰属する場合であっても、未成年者が被保険者であり実質的な保険金請求権者が親となる場合等、形式的な保険金請求権者と実質的な保険金請求者が異なる場合があり得、この場合にはモラルハザード防止の観点からの規制がなお必要である。そこで、このような危険を防止するために、保険業法において適切な規律を設けることが必要である。

また、一定の場合に、モラルハザード防止の観点から、約款において保険契約の成立に被保険者の同意や被保険者への通知を要求することも認められてしかるべきと考えられるところ(ただし、効力要件として認めるべきかも含めて慎重に検討する必要がある。)、本規定につき強行法規をするか否かは、この点も含めて慎重に検討すべきである。

(5) 遡及保険 【各契約共通事項】

保険者が保険契約の成立前に発生した保険事故による損害をてん補する旨の定めは、次に掲げる場合を除き、その効力を有するものとする。

(ア) 保険契約者によって契約の申込みの通知が発せられた時に保険契約者又は被保険者が既に保険事故が発生していることを知っていたとき。

(イ) 保険者が契約の承諾の通知を発した時に保険事故が発生していないことを知っていたとき。

(注1) (イ)の範囲については、なお検討する。

(注2) 片面的強行規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第642条

【意見】

賛成する。なお、片面的強行規定とすべきである。

【理由】

遡及保険に関する定めについて、保険契約成立時に保険事故が発生している

場合、保険契約者及び被保険者が申し込み通知時に保険事故の発生を知らないときには、保険契約者らが主観的に不確定な危険について保険を付する意義を有するものであり、保険の機能を果たさせる観点からも保険金請求を認める必要がある。他方、保険契約者及び被保険者が保険事故の発生を知っていたときには、保険金の請求を認めるべきではない。

次に、保険契約成立時に保険事故が発生していない場合、保険者が承諾の際に保険事故の発生していないことを知っていたときには、保険者は保険契約者及び被保険者に不利な契約を締結させて、保険料を取得することになるのでこれを無効とすべきであり、他方、保険者が保険事故の発生していないことを知らないときは、これを有効としてよいと考えられる。

(6) 損害保険契約の無効・取消しによる保険料の返還 【各契約共通事項】

次に掲げる事由により保険契約が無効であり、又は取り消された場合には、保険者は、保険料の返還をする義務を負わないものとする。

- (ア) 保険契約者又は被保険者が保険者に対して詐欺を行ったこと。
(イ) (5)の(ア)に掲げる場合（保険契約の成立時に保険者が既に保険事故が発生していることを知っていた場合を除く。）に当たること。

（注1）(ア)及び(イ)のほか、保険者が保険料の返還をする義務を負わないものとするべき場合があるかについては、なお検討する（この規律は民法（明治29年法律第89号）第703条の規定の特則であり、同法第705条や第708条が適用される場合（例えば、公序良俗違反による無効（同法第90条）の場合等）には、これらの規定により保険者は保険料の返還をする義務を負わないこととなる。）。

（注2）片面的強行規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第643条

【意見】

反対する。

【理由】

「詐欺」と評価されたとしても、その態様は様々である。保険料を返還するのが原則であって、返還しないで良いのは不法原因給付に該当する場合である。不法原因給付に該当する場合の事例を集積する必要がある。保険契約についてのみ、保険料の返還をしないで良い規定を設けて保険者を保護する必要性があ

るのか更に検討する必要がある。

(7) 保険証券 【各契約共通事項】

保険者は、保険契約の成立後、遅滞なく、保険契約者に対し、保険証券を交付しなければならないものとする。

保険証券には、次に掲げる事項を記載し、保険者がこれに署名し、又は記名押印しなければならないものとする。

(ア) 保険の目的物

(イ) 保険事故

(ウ) 保険価額を定めたときは、その価額（3(4)イ参照）

(エ) 保険金額

(オ) 保険料及びその支払の方法

(カ) 保険期間

(キ) 保険契約者の氏名又は名称

(ク) 被保険者の氏名又は名称

(ケ) 保険契約の締結の年月日

(コ) 保険証券の作成の年月日

(注1) 現行商法第649条第2項第9号の「保険証券ノ作成地」は、法定の記載事項として掲げない方向で、なお検討する。

(注2) 任意規定とする方向で、なお検討する（保険証券の記載事項を電磁的方法によって提供する旨の約定等も許容される。）。

現行商法の参考条文 第649条

【意見】

本文の内容については賛成する。ただし、(注2)記載について、保険証券の記載事項を電磁的方法によって提供することは、保険契約者の同意を要件とすべきである。

【理由】

保険契約は、一定期間契約関係が継続するものであるから、証券交付（又はこれに代替する方法）により、契約内容の主要な部分を明確にしたものを保険契約者に対して提供すべきである。保険契約者にとって、保険事故発生時に保険契約の内容を確認する書面として保険証券は重要な役割を果たしており、基本的に保険証券を書面で交付すべきとの原則は、維持されるべきである。

他方、保険契約者の同意がある場合には、保険証券の記載事項を電磁的方法により提供する等の方法も認められてよいと考えられる。なお、証券交付が行われず、かつ、電磁的方法によって提供する方法も行われないことまで、許容

すべきでない。

(損害保険契約の成立関係後注)

保険契約の募集や締結の際の規律(例えば、保険契約者側に対する情報提供に関する規律、これをしなかった場合の効果に関する規律等)を契約法上設けることについては、なお検討する。【各契約共通事項】

【意見】

保険契約の締結時及び締結後の情報提供に関して、以下の規律を設けるべきである。

契約締結時の情報提供について

- (1) 保険者(又は保険契約の媒介若しくは代理を行う者)は、保険契約締結までの間に、保険契約者(及び被保険者)に対して、保険契約のうち重要な事項を説明しなければならない。
- (2) 特に、次の事項を説明すべきことは、具体的に定めるべきである。
 - ア 支払い事由(保険金支払いの対象となる保険事故の具体的範囲)
 - イ 保険金額
 - ウ 免責事由(告知義務、通知義務、約款における免責事由)

保険契約者及び被保険者が告知をすべき事項、及び、当該事項について故意又は重過失により告知をしなかったときは保険金の全部が支払われなくなること。

契約締結後に の告知をすべき事項に変更が生じたことにより危険が増加したときは保険者に通知をしなければならないこと、及び、故意又は重過失により通知をしなかったときは保険金の一部が支払われなくなること。

約款に保険金の全部又は一部の支払いが行われない事由に関する定めがある場合は、その定めの内容。

- 2 団体保険について

保険者又は保険契約者は、被保険者に対して、上記 の(1)及び(2)に定める事項について通知をしなければならない。

契約締結後の情報提供について

保険者は、保険期間が長期の保険契約について、保険契約締結から相当期間を経過したときは(通知から相当期間を経過したときを含む。)、保険契約者(及び被保険者)に対して、次に掲げる事項を通知しなければならない。

契約締結後に告知をすべき事項に変更が生じたことにより危険が増加したときは保険者に通知をしなければならないこと、及び、故意又は重過

失により通知をしなかったときは保険金の一部が支払われなくなること。
情報提供義務に違反した場合における損害賠償の特則について

- (1) 保険者（又は保険契約の媒介若しくは代理を行う者）の支払い事由に関する情報提供に誤りがあり，保険契約者又は被保険者が当該事故を支払い事由に該当するものと信頼していたにもかかわらず，支払い事由に該当しないものとして保険金が支払われなかった場合，保険金受取人に当該保険の保険金相当額の損害が発生したものと推定する。
- (2) 保険者（又は保険契約の媒介若しくは代理を行う者）の保険金額に関する情報提供に誤りがあり，保険契約者において保険者側の説明のとおり
の保険給付が受けられるものと信頼していたにもかかわらず，説明のと
おりの保険給付が受けられなかった場合，保険金受取人には説明のと
おりの保険給付額と当該保険の保険給付として受領した金額の差額の損
害が発生したものと推定する。

【理由】

まず，契約に関する保険者側からの情報提供は保険法（契約実体法）で規律すべきか，又は保険業法で規律すべきかとの視点があるところ，保険契約者・被保険者等は契約時に保険者からの質問に答える形で重要な事項の告知を要請され，またその後の危険の増加の際や保険事故発生の際には更に通知を行うなど，保険契約者・被保険者等が行うべき事項は少なからず存在する。これらの基本となるのは当初の保険契約の内容であり，また告知の際の質問内容であるといえる。これらの事項は保険契約者・被保険者等が保険契約締結時にその後適正な告知を行い，またその後保険契約で求められる通知を適正に行うためにも必要である。実際にも保険契約時の情報提供の不足からその後の紛争の発生する事態も少なくないところ，保険業法においていわゆる業者規制をするだけでなく，保険者と保険契約者等との契約実体法においても規律を設ける立法事実は存在すると思料する。このような見地で以下，情報提供等の問題点につき検討する。

契約締結時の情報提供について

保険契約締結時に契約者に対して重要な事項を告げるべきことは，保険業法第300条第1項第1号後段が定めている（保険業法第300条第1項第1号後段は，「保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為」を禁止事項として定めている。）。同条項にいう「重要な事項」とは，「契約者が契約締結をする際に合理的判断をするのに影響を及ぼす事項」と解されており，「支払い事由，免責事由，保険料未払いの免責（分割払・初回口振等を含む），告知義務，通知義務，保険料返還，共同保険，主な特約，クーリング・オフ，事故発生時の手続きなど」が一般にこれにあたりと解されている（なお，保険業法

第100条の2，施行規則第53条)。なお，保険業法第300条の2は，変額年金保険などの投資性の保険商品（特定保険）について金融商品取引法の一部を準用している。

上記の他，私法上は，金融商品販売法により金融商品販売業者等に説明義務が課されているが，同法は投資性の商品を念頭において立法されているため，説明義務の内容についての規定（同法第3条）が保険商品に必ずしも十分対応していない。また，消費者契約法においても，事業者の情報提供に関する規定が置かれているが，努力義務規定に止まっている（同法第3条第1項）。

保険契約が多様化・複雑化し，保険契約の条項のうち重要な事項を保険契約者及び被保険者に情報提供すべき要請は今日ますます高まっている。現代では，こうした情報提供は，保険契約による保険制度を適切に機能させる上で不可欠の前提となっているものであり，情報提供の必要性は保険契約法上の問題となっているというべきである。

現在契約締結時の情報提供に関する規律は，金融商品販売法の他は，保険業法の上記の規定によっているが，これらの規定は保険契約法上もその定めが置かれるべきであり，かつ，可能な限りその内容が明確化されるべきである。

保険商品の特性に鑑みれば，保険契約者側にとって最も重要な情報は，どのような場合に（支払い事由），いくらのお金（保険金額）が支払われるのか，どのような場合に保険金の支払いが拒絶されるのか（免責事由），である。また，免責事由に関連するが，告知義務や通知義務は，保険者に適切な危険選択を行わせ，保険制度を健全に運営していくためには重要な制度であるところ，これらの制度が適切に機能するためには，保険契約者（及び被保険者）がこれらの意義を正確に理解することが極めて重要である。これらの事由については，具体的な定めがおかれるべきである。

- 2 団体保険について

団体保険では，保険契約に関する情報提供は，保険契約者である団体に対して行うのみでは十分でなく，個々の被保険者に対して行われる必要がある。被保険者に対する情報提供は，被保険者による保険請求の機会を確保する観点からも必要である。

また，実務的に，情報提供は保険契約者である団体から団体構成員である各人に対して行われたほうが適切な場合もありうることから，情報提供義務を負う者は，保険者に保険契約者を加えるべきである。

契約締結後の情報提供について

危険の増加については，保険契約者や被保険者において保険者への通知義務やその内容を長期にわたって認識し続けることが必ずしも容易ではない。しかし，保険者が継続的契約関係の中で適切な危険選択を都度行うためには，危険

の増加に関する通知が必要不可欠であり、この通知を行わせるためには、長期にわたる契約の経過の中で、保険契約者や被保険者に危険の増加の通知が必要であることを具体的に知らせる必要がある。

そこで、保険期間が長期の保険契約については、保険者は、保険契約締結から相当期間を経過したときは（通知から相当期間を経過したときを含む。）、保険契約者（及び被保険者）に対して、危険の増加の通知の必要性と通知を行わなかった場合の効果을具体的に知らせるべきである。

情報提供義務に違反した場合における損害賠償の特則について

前記のとおり、保険契約における保険契約者及び被保険者に対する情報提供の重要性は、今日ますます重要となっており、告知制度や通知制度等を適切に機能させるための前提条件にもなっている。

しかしながら、保険者（又は保険契約の媒介若しくは代理を行う者）により、こうした情報提供が適切に行われず、紛争となる事例は残念ながら少なくない。このような、保険者（又は保険契約の媒介若しくは代理を行う者）の不適切な勧誘行為を防止し、適切な保険契約締結を定着させるために、保険契約法上も適切な規律を設けるべきである。

特に、支払い事由や保険金額に関する情報提供は、保険契約者側にとって極めて重要であるが、その情報提供が適切でない場合には、保険金の支払いが受けられると信託していたにもかかわらず保険金の支払いが受けられない、あるいは、信託していた保険金額の支払いが受けられないという事態が起こりうる。保険は個人にとっては生活保障の役割を担っているものであり、このような事態は、事故により仕事ができなくなった者や高齢者に深刻な被害をもたらす。

そこで、保険者（又は保険契約の媒介若しくは代理を行う者）の情報提供におけるモラルハザードを抑止し、情報提供義務違反による保険契約者や被保険者の被害を救済する観点から、損害賠償請求における損害の特則を設けるべきである。

理論的にも、適切な情報提供が行われていたならば、保険契約者は他の保険商品や他の投資商品を選択することにより、保険契約者側が説明を受け希望していた内容の給付を受けることも可能であったことに鑑みると、信託した保険金の支払いを受けることができなかつたことを損害と把握することができる。したがって、この部分を損害と認める旨の定めをおくべきである。

他方、他の保険商品や投資商品に保険契約者側が説明を受けていたものに相当するものが存しない場合には、因果関係のある損害があるとはいえないので、このような場合には保険者側の反証を許す必要がある。そこで、損害を推定する旨の規定に止めることが合理的である。

このような定めをおくことによって、保険契約者の保護を図るとともに、保

険制度に対する信頼を確保することができ、かつ、適正な保険契約締結にも資することができる。

2 損害保険契約の変動

(1) 危険の増加 【各契約共通事項】

ア 故意又は重大な過失によって遅滞なく通知がされなかった場合
保険契約の締結後、当該契約の締結に際して保険者から告知を求められた危険に関する重要な事項についての事実（1(3)ア参照）のうち、保険者から通知を求められたものに変更が生じたことによって危険が増加したときは、保険契約者又は被保険者は、これを知った後、遅滞なく、保険者に対し、その旨を通知しなければならないものとする。

保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失によってによる通知をしなかったときは、保険者は、保険契約の解除をすることができるものとする。

に定める危険の増加があった後 によって契約の解除がされる前に保険事故が発生していた場合の効果については、1(3)エと同じ。

(注) 片面的強行規定とする方向でなお検討するが、については1(3)エの(注1)から(注3)まで参照。

現行商法の参考条文 第656条、第657条第2項、第3項

【意見】

については賛成する。なお、通知をすべき時期は「危険の増加があった後」遅滞なく通知すべきとすべきである。

については賛成する。

について、故意又は重過失により通知をしなかったときには、保険契約者又は被保険者が通知をしなかった事実と当該保険事故との間に因果関係がないことを証明した場合を除き、〔一定の方法〕により保険金が減額されるものとする、とすべきである。

また、片面的強行規定とすべきである。

【理由】

継続的な契約である保険契約関係において、当初の危険選択の基礎となった事情に変更が生じ危険が増加した場合に、増加した危険に対応して契約内容を変更し、あるいは契約を終了させることは重要である。こうした契約内容の変更等を可能にするために、保険契約者及び被保険者に通知義務を課すことは、

必要である。

しかし、保険が継続的契約であり、長期にわたって存続する場合も少なくないことに鑑みると、保険契約者や被保険者が危険の増加に関する通知義務を自覚し続け、かつ、危険の増加という事態に至ったときに保険者への通知に思いが至る可能性は、高いとは言い難い。

提案内容では、保険契約者又は被保険者が故意又は重過失によって通知をしなかったときは、保険者は、保険契約の解除をすることができることとされているが、この場合に、保険金が全額支払われないということになるとすれば、保険契約者や被保険者にとっては酷にすぎる。(契約締結時の情報提供や契約締結後の情報提供により、危険の増加の通知が呼びかけられるとしても、契約締結時における危険の増加に関する情報提供は契約全体の情報提供の一部であること、契約締結後の情報提供も実務的には文書送付等の方法によらざるを得ないであろうことに鑑みると、これらの義務を前提としても、故意又は重過失による通知義務違反により、保険事故発生後に保険金が全部得られなくなることは、酷である。)

そこで、通知義務違反の場合の保険金の支払いに関しては、故意又は重過失により通知をしなかったときには、保険契約者又は被保険者が通知をしなかった事実と当該保険事故との間に因果関係がない場合を除き、〔一定の方法〕により保険金が減額されるものとする、とすべきである。(契約締結に際して告知を求められたにもかかわらず故意に告知をしなかった場合と異なり、通知をしなければならないことを認識しながら通知をしなかった場合は非難の程度は低いと考えられるので、この場合は故意で通知をしなかった場合も、〔一定の方法〕により保険金が減額されるものとするべきである。)

イ 遅滞なく通知がされた場合等

アの に定める危険の増加があったとき(アの 及びイの に定める場合を除く。)は、保険者は、保険契約者に対し、相当の期間を定め、将来に向かって、危険の増加に応じたものとするのに必要な限度で保険料の増額その他の契約内容の変更をすることを承諾するかどうかをその期間内に確答すべき旨の催告をすることができるものとする。

の場合において、保険契約者がその期間内に保険者に対して承諾する旨を確答したときは、その時から催告の内容に従って契約内容の変更がされたものとみなすものとする。

の場合において、保険契約者がその期間内に保険者に対して

確答せず、又は承諾しない旨を確答したときは、確答しなかったときはその期間の満了時に、承諾しない旨を確答したときはその確答の時に、それぞれ契約の解除がされたものとみなすものとする。

アの に定める危険の増加があった場合において、増加した危険が保険契約の締結時に存在していたとすれば保険者が保険契約を締結しなかったであろうときは、保険者は、保険契約の解除をすることができるものとする。

(注1) 契約の解除の効力については、4(4)参照。

(注2) 片面的強行規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第656条、第657条第1項、第3項

【意見】

賛成する。(なお、 の契約内容の変更については、提案のとおり確答の時点から契約内容が変更されるものとするべきである。また、危険の増加があった後契約解除前に保険事故が発生したときには、提案のとおり、解除前の保険契約に基づいて保険金が支払われるべきである。)

また、片面的強行規定とするべきである。

【理由】

又は の場合において契約が解除された場合であっても、解除前の保険事故については、解除前の保険契約に基づいて保険金が支払われるべきである。

保険契約者又は被保険者が危険の増加の通知を行った場合において、保険契約が により解除された場合であっても、保険契約者及び被保険者においては、解除されるまでは保険契約が継続しているものとするのが通常である。解除されればその後保険契約者側において、別途の保険契約を締結するなどの対応が可能であるが、解除前においてはそのような対応を保険契約者側に期待することは困難であり、保険金を得られないとすれば、保険契約者ないし被保険者にとって酷な結果となる。

保険契約者は危険の増加にあたって適切に通知を行ったのであるから、少なくとも契約の解除が行われるまでの間に発生した保険事故については、保険給付が行われるべきである。このように解しても、保険者側で迅速な対応を行えば、通知後解除前に保険事故の発生する可能性はかなり低いと考えられるし、また、保険契約者側の通知のインセンティブを確保することもできる。

また、保険者において、保険契約者に対して契約内容の変更についての通知を行った場合であっても、保険契約者がこれに対する確答を遅滞なく行ったときには、変更前の契約条件により保険金の支払いが行われるべきである。

(危険の増加関係後注)

- 1 ア及びイの規律の内容については、ア及びイの解除権の行使可能期間を定めること、アの に定める事実の変更が保険契約者又は被保険者の意思によって生じた場合かそうでない場合かで区別すること(例えば、前者の場合にはアの の通知を保険契約者又は被保険者において危険が増加すべきことを知った後遅滞なくすべきとするか等)を含め、なお検討する。
- 2 現行商法第656条及び第657条の規定のうち危険の変更による契約の失効等の規律は、削除するものとする。
- 3 保険契約の締結後の他の保険契約(1(3)の(危険に関する告知関係後注)参照)の通知に関する規律については、なお検討する。

【意見】

1 について、ア及びイの解除権の行使可能期間を定めるべきである(保険者が危険の増加を知ったときから1か月、又は、危険の増加から5年を経過した後は、解除権は行使できないとすべきである。)

また、アの に定める事実が保険契約者又は被保険者の意思によって生じたか否かによって、規律を分けるべきではない。

【理由】

危険の増加により保険者が解除権を行使しうる場合であっても、危険の増加が生じた後相当期間が経過したときには、保険契約者や被保険者の側は保険金が支払われるものと信頼するのが通常である。告知義務違反の場合にも解除権の行使に期間制限が定められていることとの均衡からも、解除権の行使期間には制限を設けるべきである。

また、危険の増加は、多くの場合保険契約とは関係なく生じるものであり、このような事情の変更が保険契約者又は被保険者の意思に基づいたか否かによって、保険契約上の規律に差を設けることは合理的ではない。通知の時期について規律を異ならせることについても、そのような規律の必要性や、危険の増加の原因となる行為を準備する段階で通知義務を課すこと(少なくとも一定の不利益効果を伴う義務を課すこと)は、保険契約者や被保険者に酷である。

(2) 危険の減少 【各契約共通事項】

保険契約の締結後、(1)アの において通知を求められた事実に変更が生じたことによって危険が減少したときは、保険契約者は、保険者に対し、将来に向かって保険料の減額を請求することができる

ものとする。

(注1) 減額請求があった場合の保険料の返還については、4の(損害保険契約の終了関係後注)2参照。

(注2) 片面的強行規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第646条

【意見】

賛成する。なお、片面的強行規定とすべきである。

【理由】

契約当初の危険選択の基礎となった事情に変更が生じ、危険が減少した場合には、減少した危険に対応して契約内容を変更することが合理的である。また、危険の増加においても、契約内容の変更は変更の承諾を行った時点からとされていることとの均衡から、私法上将来に向かっての減額請求とすることは適切と考えられる。

(3) 超過保険

保険金額が保険価額を超えている場合において、保険金額を減額すれば保険料も減額することとなるときは、保険契約者は、保険者に対し、将来に向かって保険金額及び保険料の減額を請求することができるものとする。

損害保険契約の成立の時以降、保険金額が保険価額を超えていたときは、保険契約者は、保険者に対し、その超えていた金額に相当する保険料の返還を請求することができるものとする。ただし、保険契約者が損害保険契約の成立の時に保険金額が保険価額を超えていることを知り、又は重大な過失によってこれを知らなかったときは、この限りでないものとする。

(注1) は、契約の成立時から保険金額が保険価額を超えていた場合及び契約の成立後に保険金額が保険価額を超えることとなった場合のいずれの場合も、その超過部分の損害保険契約が有効であることを前提とした規律であり、いずれの場合にも適用されるものである。

(注2) による減額請求があった場合の保険料の返還については、4の(損害保険契約の終了関係後注)2参照。

(注3) 片面的強行規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第631条、第637条

【意見】

1 には賛成するが、立法に際して、次の2点を規定すべきである。

- a 減額請求権を行使した場合の保険金額について、制限をしないとする趣旨であるのか、あるいは制限をする趣旨であるのか（たとえば、保険契約者が、減額請求権を行使する時点の保険価額を下限として、任意に選択する金額まで保険金額の減額請求をすることができるとする趣旨）、いずれか不明である。立法に際しては、このいずれであるかを条文中に明記すべきである。
- b 中間試案では、減額請求権の要件として、保険金額が保険価額を超えていることが求められているが、保険契約者において保険価額が把握できなければ保険契約者は減額請求権を行使すべきか否かの判断ができないことから、契約締結に際して保険価額の計算方法を告知する義務を保険者に課すべきである。同様に、保険金額と保険料の対応関係（いくら保険金額の場合にいくら保険料か）を告知する義務を保険者に課すべきである。保険料がいくらになるかわからなければ減額請求権を行使するか否かの判断を適切に行うことができないからである。
- 2 については、次のように修正すべきである。
- a 補足説明においては、「 は契約成立時から継続して保険金額が保険価額を超えている場合の規律であり、契約成立後に目的物の価額が上昇して保険金額に達した場合（又はこれを上回った場合）には規律が及ばないことになるが、このような場合にも保険料の返還を認めるべきかどうかについては検討する必要がある」と述べられているが、契約成立後に目的物の価額が上昇して保険金額に達した場合（又はこれを上回った場合）であっても、減額請求を認めるべきである。
- b また、補足説明においては、「その『その超えていた金額』とは、保険期間中の各時点において保険金額が保険価額を超えている部分を意味し、例えば、契約成立後に保険価額が上昇し、その後下落したような場合には、保険価額が契約成立時の価額を上回っていた部分については被保険者が保険の利益を受けていた（その間に保険事故が発生したとすれば、契約成立時の価額を上回る保険価額を基準に損害のてん補を受けることができた）と考えられることから、その部分を除いて保険料の返還請求を認めることとしている」と述べられているが、このような控除は認めるべきではない。
- c 補足説明においては、「保険料の返還請求を認めるべき期間（例えば損害保険契約の成立時から2年又は3年）やその根拠についても検討する必要がある」と述べられている点に関しては、適切な期間制限を設定すべきである。
- d 補足説明においては、「重大な過失」のないことを減額請求の要件とす

べきかについても述べられているが、この点に関しては、重大な過失のないことを要件とすべきである。

3 保険者からの減額請求権については触れられていないが、これが同請求権を設けないという趣旨であれば賛成する。

4 (注3)の片面的強行法規とすることには賛成する。

【理由】

部会資料9のp21～22では、(ア)契約成立後に保険金額が保険価額を超えることになった場合は将来効であるが、(イ)契約成立時から保険金額が保険価額を超えていた場合は遡及効(契約時に遡及)とされていた。

中間試案では、

で上記(ア)及び(イ)の場合について一律に将来効を認め、

で、上記(イ)の場合について、さらに上乗せで特別の規律(過去の超過部分の保険料の返還請求権)を設けたものと理解される。

以下、このような理解を前提にコメントをすることとする。

(1) について

について、保険金額及び保険料の減額請求について将来効を認めることは妥当である。

部会資料9のp23では、保険契約者が、減額請求権を行使する時点の保険価額を下限として、任意に選択する金額まで保険金額の減額請求をすることができる旨記載されていた。中間試案にはこの旨は明記されていない。そのために、

a 保険契約者は保険金額を任意に選択しうるものとするのか、

b 保険契約者は保険金額を任意に選択しうるが、ただし、減額請求権を行使する時点の保険価額を下限とするのか、

c 保険契約者が減額請求権を行使した場合には、保険金額は減額請求権を行使する時点の保険価額とみなすのか、

が明らかでない。立法に際しては、この点を明らかとすべきである。

なお、上記a、b、cについては、それぞれ次のような問題点がある。

まず、aについては、第1に、選択した金額が減額請求権を行使する時点の保険価額を下回った場合には一部保険となるが、超過保険でない場合においては一部保険となるような減額請求権が認められていないことと比較して妥当か否かを検討する必要がある。また、第2に、濫用的な減額請求(たとえば保険金額を1円とするなど)への対処を検討する必要となる。ただ、この第2の点については、「未経過期間に相当する保険料・・・の額について合理的な約定は許容される」(中間試案15頁、(損害保険契約関係後注)2)とされていることから、かかる約定を設定すれば不都合は

生じないと考えられる。

cについては、減額請求権を行使する時点の保険価額が明かであれば問題ないが、この額については必ずしも自明ではなく、保険者が主張する額と契約者が主張する額の間には相違が生じた場合の処理が問題となる。この額について争いが生じれば、いくらの保険料を支払うべきかについても争いが生じることとなる。この点について訴訟で解決せよとすることは、契約者への負担が重くなりすぎるであろう。

最後にbは、上記aの問題点とcの問題点の両方を含むことになる。

中間試案では、減額請求権の要件として、保険金額が保険価額を超えていることが求められている。保険契約者において保険価額が把握できなければ、保険契約者は減額請求権を行使すべきか否かの判断ができない。したがって、契約締結に際して保険価額の計算方法を告知する義務を保険者に課すべきである。同様に、保険金額と保険料の対応関係（いくらの保険金額の場合にいくらの保険料か）が把握できなければ、不明であれば、保険契約者は減額請求権を行使すべきか否かの判断ができない。したがって、保険金額と保険料の対応関係を回答する義務（少なくとも契約締結に際して保険金額と保険料の対応関係を告知する義務）を保険者に課すべきである。

(2) について

の場合、実質的に対価が欠けていることから、返還請求権を認める必要性がある。したがって、 の返還請求権を認めることには賛成である。ただし、以下のとおり修正が必要であると考えます。

まず、契約成立時において超過保険であった場合については、次のように整理すべきである。

(ア) 契約成立時において超過保険であることにつき、保険者及び保険契約者の双方が悪意であった場合。この場合には、過去の超過保険料の返還請求を認める必要はない。超過保険を有効として立法する以上、契約に何ら瑕疵はないからである。

(イ) 契約成立時において超過保険であることにつき、保険者が善意であったが、保険契約者が悪意であった場合。この場合も、保険契約者からの過去の超過保険料の返還請求を認める必要はない。保険契約者には錯誤はなく、保険契約者からの錯誤無効の主張はできない。

(ウ) 契約成立時において超過保険であることにつき、保険者が悪意であったが、保険契約者が善意であった場合。この場合には、保険契約者に錯誤があり、錯誤に陥ったことについて保険契約者に

重大な過失がなければ契約は無効（一部無効）となる。

（エ） 契約成立時において超過保険であることにつき，保険者及び保険契約者の双方が善意であった場合。この場合は，（ウ）と同様である。

上記（ウ）・（エ）の錯誤無効（一部無効）の効果は，保険金額が契約成立時の保険価額で約定されていたことになること（したがってまた保険料もそれに相応するものとなること）である。仮に，契約成立後に目的物の価額が上昇して保険金額に達した場合であっても，その効果には変わりはない。

の減額請求の実質的根拠は，この錯誤無効に求めるべきである。そして，減額請求を立法するに際しては，錯誤無効を基本として，損害保険の特質に照らして修正が必要な場合にのみ修正を加えていくという方向性をとるべきであると考えられる。

補足説明においては，「 は契約成立時から継続して保険金額が保険価額を超えている場合の規律であり，契約成立後に目的物の価額が上昇して保険金額に達した場合（又はこれを上回った場合）には規律が及ばないことになるが，このような場合にも保険料の返還を認めるべきかどうかについては検討する必要がある」と述べられているが，上記のように考えれば，契約成立後に目的物の価額が上昇して保険金額に達した場合（又はこれを上回った場合）であっても，上記錯誤無効（一部無効）の効果を否定する理由はない。

また，補足説明においては，「その『その超えていた金額』とは，保険期間中の各時点において保険金額が保険価額を超えている部分を意味し，例えば，契約成立後に保険価額が上昇し，その後下落したような場合には，保険価額が契約成立時の価額を上回っていた部分については被保険者が保険の利益を受けていた（その間に保険事故が発生したとすれば，契約成立時の価額を上回る保険価額を基準に損害のてん補を受けることができた）と考えられることから，その部分を除いて保険料の返還請求を認めることとしている」とも述べられている。しかし，かかる利得は現実の利得ではないから，保険料の返還請求の際に控除すべきものではない。また，もし，このような考え方に立つとすれば，契約成立から減額請求までの間の日々の保険価額の変動を明らかにしなければ返還すべき保険料の金額が計算できないことになり実用的ではない。したがって，このような考え方に立つべきではない。

補足説明においては，「保険料の返還請求を認めるべき期間（例えば損害保険契約の成立時から2年又は3年）やその根拠についても検討する必要がある」と述べられているが，この点に関しては，特則として一定の期間（短期消滅時効あるいは除斥期間）を設定すべきである。

さらに，補足説明においては，「重大な過失」を要件とすべきかについて

も述べられているが、錯誤無効の場合との権衡から、重大な過失を要件とすべきである。

(3) (注3)について

片面的強行法規とすること(保険契約者又は被保険者に不利な特約を無効とすること)は妥当である。

(4) 保険者からの減額請求について

中間試案は、保険者からの減額請求について言及していない。これは保険者からの減額請求を認めないとする趣旨であると理解される。

保険者からの減額請求権は認めるべきでない。上記の規律(過去の超過部分の保険料の返還請求権)を設けた場合には、保険者の地位の不安定(いつ超過部分の保険料を過去に遡って請求されるかわからないという不安定さ)を考慮する必要があると指摘されている。この考え方に従えば、上記の規律(過去の超過部分の保険料の返還請求権)を設けた場合には、保険者の解約請求権を認めるべきとの主張となろう。しかし、

ア 本来、契約者は契約成立時に保険価額をチェックし、かつ、保険金額が保険価額を超えることがないようにチェックすべき立場にあること、そして、このチェックを適切に行えば契約成立時から保険金額が保険価額を超えるという事態を回避しうること、

イ 保険契約者と保険者の間で保険価額についての見解が一致しない場合もあることから、保険者から一方的に保険金額が減額できるとすることは適当とは考えられないこと、

ウ 保険者からの減額請求権の行使が保険事故発生後においても可能との考え方をとれば、保険契約者に必要以上に不利となること(減額請求権の行使時期に関し、部会資料9のp23では、「契約成立後に保険金額が保険価額を超えることになった場合」には、将来に向かって減額の効力が生じることから、保険事故の発生により当然に保険契約が失効することとなる場合には保険事故発生前に減額請求権を行使する必要があるが、「契約成立時から保険金額が保険価額を超えていた場合」については遡及効(契約時に遡及)とすることから保険事故発生後でも減額請求権を行使しうる旨が記載されていた。このことからすると、上記の規律を設ける場合には、保険事故発生後でも減額請求権を行使しうることとなりそうである。その場合、保険契約者に必要以上に不利となる)。

(損害保険契約の変動関係後注)

現行商法第650条の規定(保険の目的物が譲渡された場合の規律)は、削

除するものとする。

【意見】

賛成する。

3 保険事故の発生による保険給付

(1) 保険者の損害てん補責任

保険事故が保険期間中に発生したことによって損害が生じたときは、保険者は、保険金額の限度において、金銭の支払その他の給付によりその損害をてん補する責任を負うものとする。

(注) 任意規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 なし

【意見】

賛成する。

(2) 損害発生のお知らせ 【各契約共通事項】

保険契約者又は被保険者は、保険事故の発生によって損害が生じたことを知ったときは、遅滞なく、保険者に対し、その通知を発しなければならないものとする。

(注1) 保険契約者又は被保険者が保険者による保険給付のために必要な説明その他の協力をしなければならない旨の規律を設けることについては、これを怠った場合の効果を含め、なお検討する。

(注2) 任意規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第658条

【意見】

- ・ 賛成する。
- ・ 説明義務の法定には反対する。
- ・ 任意規定とすることには賛成する。

【理由】

(注1)につき、説明義務を法定することには反対する。

その理由は、

- ア 仮に説明義務を法定したとしても、同義務を怠った場合の効果について解除ないし法律上の免責を認めることは行き過ぎであると考えら

れること、
イ 逆に解除権や法律上の免責を認めないとすれば、単に説明義務を法定してもそこに実質的な意味はないと考えられること、
である。

(3) 損害発生及び拡大の防止

保険事故が発生した場合には、保険契約者及び被保険者は、損害の発生及び拡大の防止に努めなければならないものとする。この場合において、損害の発生又は拡大の防止のために必要又は有益であった費用は、当該費用の額と保険者がてん補すべき損害の額との合計額が保険金額を超えるときであっても、保険者の負担とするものとする。

(注1) 一部保険の場合の損害防止費用の負担については、(5)と同様の規律とするものとする。

(注2) 任意規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第660条

【意見】

賛成する。

(4) てん補すべき損害額

ア 損害額の算定

保険者がてん補すべき損害の額は、その損害が生じた地におけるその時の価額によって定めるものとする。

損害の額の計算に必要な費用は、保険者の負担とするものとする。

(注) 任意規定とする方向で、なお検討する(いわゆる新価保険(保険の目的物の再調達価額によって損害額を算定する旨の約定をいう。)等も許容される。)

現行商法の参考条文 第638条

【意見】

賛成する。

イ 評価済保険

アのにかかわらず，損害保険契約の当事者が保険価額を定めるときは，保険者がてん補すべき損害の額は，当該保険価額によって定めるものとする。ただし，保険者は，当該保険価額がアのの価額を著しく超えることを証明したときは，保険契約者に対し，てん補すべき損害の額の減少を請求することができるものとする。

のただし書の場合には，保険契約者は，保険者に対し，その減少した金額に相当する保険料（被保険者が現に損害保険契約の利益を受けた部分を除く。）の返還を請求することができるものとする。

（注） は任意規定とし（ただし， のただし書の規律に反する約定が利得禁止原則により効力を否定されることもあると考えられる。）， は片面的強行規定とする方向で，なお検討する。

現行商法の参考条文 第639条

【意見】

賛成する。

(5) 一部保険

保険事故による損害が生じた時点において保険金額が保険価額に満たない場合には，保険者は，次のとおり損害をてん補する責任を負うものとする。

A案 保険金額の保険価額に対する割合により損害をてん補する。

B案 保険金額の限度において損害の全部をてん補する。

（注） 任意規定とする方向で，なお検討する（A案とB案とでは保険料の算出方法が異なるため，いずれの約定をすることも許容される。）

現行商法の参考条文 第636条

【意見】

B案を法律上の原則として規定し，かつ，この規定を任意規定として，特約によりA案によることもできるものとするべきである。

【理由】

部会資料10のp3～4に記載されているとおり，分損の場合でも保険金額まで損害のてん補が受けられると考えている保険契約者が多いこと，契約成立時には全部保険であったものが保険価額が値上がりしたことによって一部保険となり，その結果，割合的な損害てん補しか受けられなくなるのは通常の保険

契約者の期待に反することから，B案を原則とすべきである。

(6) 重複保険

ア 各保険者がてん補すべき損害額（各保険者と被保険者との関係）

二以上の保険者が同一の保険の目的物に発生した保険事故によって同一の被保険者に生じた損害をてん補する責任を負う場合には，各損害保険契約における保険金額の合計額が保険価額を超えるときであっても，各保険者がてん補すべき損害の額は，各損害保険契約に基づき当該保険者がてん補すべき損害の額（以下「独立責任額」という。）とするものとする。

（注1）被保険者は，損害の全部のてん補を受けたときは，これを超えて保険給付を受けることができない。

（注2）保険者は，保険契約者又は被保険者に対し，上記場合に当たるかどうか及び他の保険契約（1(3)の（危険に関する告知関係後注）参照）の内容や保険金の支払の有無の通知を求めることができるものとする。ことについては，通知がされなかった場合の効果をどのような場合に定めるかと併せて，なお検討する。

（注3）任意規定とする方向で，なお検討する。

現行商法の参考条文 第632条から第635条まで

【意見】

賛成する。ただし，任意規定ではなく片面的強行規定とすべきである。

また，保険金を請求した者に対して重複保険契約の有無やその内容などを通知させることができるものとするということについても賛成。

【理由】

一 本文について

1 重複保険契約（複数の損害保険契約における保険金額の合計額が保険価額を超える場合）が存在する場合において，被保険者は，複数の保険者に保険金を請求することができるが，（注1）に記載されているとおり，あわせて保険価額を超える保険金を受け取ることができない。そのような保険価額を超える保険金の受領は，損害保険契約についての強行法原則である利得禁止原則に反するからである。では，この場合において，被保険者は各保険者に対して，各保険契約に基づき，どの範囲で保険金を請求することができるのか，ということがここでの主たる論点である。

2 この問題に対しては，

独立責任額連帯主義 被保険者は各保険者に対し当該保険者の独立責

任額（重複保険契約がなかったとしたら，各保険者が各保険契約に基づき支払うべき保険金額）を請求できるとの考え方。被保険者は，任意の保険者から合計して保険価額まで請求できる。

独立責任額按分主義 被保険者は各保険者に対し独立責任額を満額請求することはできず，按分額（各保険者の独立責任額×（当該保険者の独立責任額÷全保険者の独立責任額の合計額）で算出される金額）しか請求できないとの考え方。被保険者は，すべての保険者から各按分額を受領しないと保険価額を満足できない。

の二つの考え方が存在する。

- 3 現行法は，重複保険契約を契約成立の時期に着目して同時重複保険契約と異時重複保険契約に区別し，同時重複保険契約の場合は，独立責任額按分主義を採用し（商法第632条1項），異時重複保険契約の場合は，先に契約を締結した保険者がまずその独立責任額を支払い，その上でなお損害が残っているときは後で契約をした保険者が順次その独立責任額の範囲で保険金を支払うこと（商法第633条）としている。

また，超過保険の超過部分を無効とする商法第631条の適用により，重複保険においても超過部分は原則として無効と考えられている。

- 4 中間試案は，現行法の規律とは異なり，同時重複保険契約と異時重複保険契約の区別をやめるとともに，重複保険契約の超過部分を無効とはしないこと（超過保険に関する2(3)の提案参照）とし，すべての重複保険契約において独立責任額連帯主義を採用するものである。

独立責任額連帯主義によれば，被保険者は任意の保険者に保険金を請求することができるから，被保険者にとって利便性が高いのは明らかであるし，一部の保険者が破綻した場合にも他の保険者から保険金を受領できる可能性があり，被保険者の保護が厚い。

また，按分主義の場合は，保険者は独立責任額を基準に保険料を収受しておきながら，いざ事故が発生した場合には独立責任額の一部についてしか保険金を支払わないことになり，結果的に，保険者がその受領した保険料に見合う補償を行わないことを許容するものである。この場合において保険者による保険料の全額収受を合理的に根拠付けることは困難であり，按分主義は保険者に保険料の不当な利得を許すものということもできる。

よって，独立責任額連帯主義を提案する中間試案に賛成する。

二（注2）について

被保険者が安易に保険価額を超える保険金を請求できないようにするため，また，自己の負担部分を超えて保険金を支払った保険者が超過部分についての求償権行使を行いやすくするため，保険者は，保険金の請求を行った被保険者

に対し重複保険契約の有無やその内容や保険金の支払の有無の通知を求めることができるものとすべきである。

なお、(注2)には、保険者が通知を求めることができる相手として「保険契約者又は被保険者」と記載されているが、この相手は、保険金を請求した被保険者に限定することでよいと考えられる。

被保険者が通知を怠った場合の効果としては、故意又は重大な過失により重複保険に関する求められた通知をしなかった被保険者は保険者に対する保険金請求権の一部(独立責任額のうち按分額を超える保険金部分)を失うものとするのが考えられる。なお、保険金支払後に被保険者の懈怠が判明したときは、保険者は保険金受取人に対し按分額を超える金額の返還を求めることができるものとする。

三 (注3)について

規定の性質について、(注3)には「任意規定の方向で、なお検討する」とある。しかし、本規律は片面的強行規定とすべきである。

現在の損害保険実務においては、ほとんどの約款で独立責任額按分主義を採用しているといわれている。本規律を任意規定とした場合、損害保険実務は現行約款による按分主義を維持する可能性が高く、それを容認するのであれば、せっかく保険金請求者側に有利となる独立責任額連帯主義を採用した意味がなくなってしまう。独立責任額按分主義を採用する特約、その他保険金請求者側に不利な特約は無効とすべきであり、本規律は片面的強行規定とすべきである。

イ 保険者の求償権(保険者間の関係)

アの場合において、保険者が自己の負担部分(各自の独立責任額の割合に応じて損害額を按分した金額をいう。)を超えて損害のてん補をしたときは、当該保険者は、他の保険者に対し、各自の負担部分について求償することができるものとする。

(注1) 求償に関する規律の具体的内容(求償を認めるべきではない場合があるか等)については、なお検討する。

(注2) 被保険者が保険事故の発生後、一部の保険者に対する保険金請求権を放棄したとしても、他の保険者に対する保険金請求権をも放棄する意思でない限り、他の保険者の責任や求償権の範囲には影響を及ぼさないものとする。

(注3) 任意規定とする方向で、なお検討する(ただし、求償に関する約定をしたとしても、他の保険者の求償権の範囲には影響を及ぼさないと考えられる。)

現行商法の参考条文 第632条から第635条まで

【意見】

賛成する。

【理由】

一 本文について

- 1 被保険者との関係で独立責任額連帯主義を採用した場合であっても、各保険者が他の保険者との関係で負担すべき保険金額は、独立責任額の全額とはならず、何らかの基準で各保険者の内部負担割合が定められることになる。複数の保険者間の公平負担という観点からすると、異時重複保険の場合も含めて一律に、各保険者の独立責任額の割合に応じて損害額を按分した金額、すなわち各保険者の独立責任額×（当該保険者の独立責任額÷全保険者の独立責任額の合計額）で算出される金額を各保険者の内部負担額とすることが最も合理的である。本規律はかっこ書きで、内部負担額に関して上記按分額を基準とすることを明記するものであり、賛成できる。
- 2 保険者が自己の内部負担額を超えて保険金を支払った場合、当該超過額の部分は実質的に他人の債務の弁済になるから、保険者間の内部清算処理が必要となる。超過支払を行った保険者はその超過金額について他の保険者に対しその保険者の内部負担額の範囲で求償できる、とすることが最も合理的であり、内部負担割合を定めた趣旨にも合致する。

よって、保険者間の求償に関する本文の原則に賛成する。

二（注1）について

求償を認めるべきではない場合があるか等については、連帯債務者間の内部求償に関する民法第443条の規定などを参考に具体的な規律を定めるべきである。

三（注2）について

「被保険者が保険事故の発生後、一部の保険者に対する保険金請求権を放棄したとしても、他の保険者に対する保険金請求権をも放棄する意思でない限り、他の保険者の責任や求償権の範囲には影響を及ぼさないものとする。」との記述については、現行法の規定（商法第635条）と同趣旨と考えられ、異論はない。

四（注3）について

保険者間の求償の問題であり、保険契約者等の権利に影響を及ぼすものではないから、任意規定とすることに賛成する。なお、かっこ書きの「ただし、求償に関する約定をしたとしても、他の保険者の求償権の範囲には影響を及ぼさないと考えられる。」との指摘は、約定の効果は約定した保険者間においてのみ有効であり、約定に加わらなかった保険者に対して約定の効果が及ばない、

という当然のことを明らかにしたものと考えられる。

(7) 保険金の支払時期 【各契約共通事項】

保険金の支払について期限の定めがないときは，保険者は，保険金の支払の請求を受けた後，保険事故の発生並びに損害の有無及び額の確認のために必要な期間が経過するまでは，遅滞の責任を負わないものとする。

保険金の支払について期限の定めがある場合であっても，その期限が保険金の支払に当たり確認が必要な事項に照らして相当な期間を超えるときは，保険者は，その相当な期間を経過した時から，遅滞の責任を負うものとする。

保険契約者又は被保険者が 又は の確認を故意に妨げ，又はこれに欠くことのできない協力を正当な理由なく拒み，これによってその確認が遅延することとなったときは，保険者は，その遅延した期間について，遅滞の責任を負わないものとする。

(注1) の「相当な期間」に関し一定の日数を法定することについては，なお検討する。

(注2) は任意規定とし，及び は片面的強行規定とする方向で，なお検討する。

現行商法の参考条文 なし(民法第412条参照)

【意見】

については，不要である（ に一本化することで足りる。）

の「相当な期間」は，免責事由や告知義務違反等の保険者が立証責任を負う事実の調査のための期間を含まないものとし， のように「保険事故の発生並びに損害の有無及び額の確認のために必要な期間」に限定すべきである。また，「相当な期間」を最長「30日」と法律上明示すべきである。

は賛成する。

及び は片面的強行規定にすべきである。

【理由】

一 本文 について

現在の保険実務において，約款に保険金の支払期日に関する規定をおかない例はほとんどなく， の任意規定が機能することは実際にはほとんど想定されない。そこで， の規律において「保険金の支払について期限の定めの有無にかかわらず」と書き込むことにより， の規律と の規律を一本化することができるのではないかと考えられる。

なお、一本化の前提として、 の「必要な期間」と の「相当の期間」の範囲（その期間に行うべき調査対象の範囲）が一致していることが必要である。

二 本文 について

1 生命保険の約款では、原則として請求書類を受領した日から5日以内に支払うと規定されている例が多く、一般の損害保険の約款では、原則として請求手続を行った日からその日を含めて30日以内に支払うと規定されていることが多い。ただし、いずれの場合にも「事実の確認のため特に時日を要する場合」「特別の事情によりこの期間に必要な調査を終えることができないとき」などという例外規定が置かれ、それに該当する場合には、調査が終わったあとに遅滞なく支払うとされている。

この約款上の例外規定に関して、保険者側は、「事実の確認」や「必要な調査」の対象を広く解釈して「免責事由や告知義務違反等の調査のための期間」を含むものとして運用している。そのため、例えば故意免責の疑いがあるとして刑事事件の結論が出るまで保険金の支払を保留することなどが行われている。刑事事件の結果、保険金が支払われることになった場合であっても、保険者は約款の例外規定を根拠に遅延損害金を支払わない扱いが一般的であるといわれている。

2 しかし、免責事由や告知義務違反に関しては、そもそも保険者側が立証責任を負っているのであるから、免責事由に該当する事実の立証などは、あくまで保険者側の責任と費用負担（調査期間中の遅延損害金の負担）で行われるべきものと考えられる。すなわち、免責事由があるとの疑いなどにより保険者が保険金の支払を保留するのは勝手であるが、だからといって、その調査のため期間は保険金の支払時期が延長されるという考え方は許されるべきではない。

調査の結果、黒の立証ができなかった以上（黒の立証ができれば保険金の支払を拒絶できる）、保険者は被保険者に対し、保険金に調査期間中の遅延損害金を付して支払うのは当然と考えられる。保険者は、万一立証できなかった場合には遅延損害金の支払義務があるというリスクを負いつつ、免責事由等の調査を行なわなければならないのである。

3 したがって、本文 の「相当な期間」に関して、免責事由や告知義務違反等の保険者が立証責任を負う事実の調査のための期間を含むものとするには反対する。この「相当の期間」は、 のような文言により「保険事故の発生並びに損害の有無及び額の確認のために必要な期間」に限定されることが明確となるようにすべきである。

また、「相当な期間」という抽象的な規定では実務上混乱を招く可能性があるため、その最長期間を法律上明示すべきである。最長期間は、損害

保険の約款などを考慮し「30日」とするのが妥当である。

三 本文 について

保険者の行う調査が、保険契約者又は被保険者により故意に妨害された場合などにも保険者が遅延損害金の負担義務を免れないのでは信義則にもとることになるから、そのような場合の保険者の救済規定が必要と考えられる。したがって、 のような規律を置くことに賛成する。

この場合にも、妨害又は協力拒絶された調査の対象となる事実を、 のように「保険事故の発生並びに損害の有無及び額の確認のために必要な事実」に限定すべきであるとの考え方もありうるが、救済規定の発動要件が、保険契約者又は被保険者の「故意による調査妨害又は必要不可欠な協力の不当拒絶」に限定されていることから、 の規律については、調査対象事実を のように限定せず保険者が立証責任を負う免責事由などにかかる事実をも含めることでよいと考えられる。

四 (注1) について

本文 に対する意見に記載したとおり「30日」と明記すべきである。

五 (注2) について

本文 と本文 は、片面的強行規定とすべきである。

(8) 保険金請求権等の消滅時効 【各契約共通事項】

保険金請求権及び保険料返還請求権は、〔2年間〕〔3年間〕行使しないときは、時効によって消滅するものとする。

保険料請求権は、1年間行使しないときは、時効によって消滅するものとする。

(注1) 及び の消滅時効は、「権利を行使することができる時」(民法第166条第1項)から進行することとなる。

(注2) 強行規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第663条

【意見】

保険金請求権及び保険料返還請求権の時効期間は3年間とすべきである。

保険料請求権の時効期間は1年間でよい。

これらの規律の性質については、片面的強行規定とすべきである。

【理由】

一 本文について

- 1 現行法(商法第663条)は、保険金請求権及び保険料返還請求権について2年間の短期消滅時効を定めている。しかし、実務上は、この時効期

間に関して、損害保険会社の約款では2年間と規定されているのに対し、生命保険会社の約款では3年間と規定されている例が多い。その結果、例えば、生保の傷害疾病保険は3年間で損保の傷害・疾病保険は2年間というように同様の保険でありながら保険会社によって時効期間が異なることになる。

このような実態は、一般消費者たる保険契約者等の混乱を招くおそれもあり、保険金請求権等に関する時効期間はできるだけ統一がはかられるべきである。

また、今回の改正において、責任保険契約や傷害・疾病保険契約を典型契約として規定することが予定されていることから、不法行為に基づく損害賠償請求権や医師の診療報酬債権の時効期間がいずれも3年間とされていることをも考慮し、保険契約者等の権利に関する時効期間は現行法の2年間ではなく、3年間とすべきである。

2 保険者の権利である保険料請求権については、時効期間を1年間とする商法第663条を変更する理由が特に見当たらないので、現行法の規律の維持する本文 に賛成する。

3 なお、法制審の審議過程において、本文 に規定された保険金請求権等以外の保険契約者の保険者に対する請求権（満期返戻金や配当金請求権や保険料払込免除請求権等）についても の短期消滅時効の対象であることを明示すべきである、との指摘があったようであるが、保険法が前提としていない請求権についてまで包括的な短期消滅時効の規定をおくことは保険契約者の権利行使を不当に制約するおそれがあり、反対である。それらの問題は現行法と同様に本文 の解釈などで決すれば足りると考えられる。

仮に保険契約者側の保険者に対する請求権一般について短期消滅時効を定めるのであれば、逆に保険者の保険契約者側に対する請求権一般に関してより短期の消滅時効を定めるべきである。

二 （注1）について

異論はない。

三 （注2）について

保険者が自ら保険金請求権等の時効期間を延長する約款を定めることは有効とし、逆に保険料請求権の時効期間を延長する特約は無効すべきである。また、時効期間を短縮する特約は一般的には有効と解釈されているようであるが、保険金請求権等の時効期間を短縮する特約は保険契約者等の権利行使の機会をより制約するものであるから、無効としたい。以上の趣旨から、本文の各規律は、保険契約者側に不利な特約を無効とする片面的強行規定とすべきである。

(9) 保険者の免責 【各契約共通事項】

保険者は、次に掲げる事由によって生じた損害をてん補する責任を負わないものとする。

(ア) 保険契約者の故意又は重大な過失

(イ) 被保険者の故意又は重大な過失

(ウ) 戦争，内乱その他これらに準ずる変乱

(注1) 現行商法第641条の「保険ノ目的ノ性質若クハ瑕疵，其自然ノ消耗」は，法定の免責事由として掲げない方向で，なお検討する。

(注2) 「地震，噴火その他これらに準ずる天災」を法定の免責事由として掲げることについては，なお検討する。

(注3) 任意規定とする方向で，なお検討する（ただし，保険契約者又は被保険者の故意によって生じた損害をてん補する旨の約定が公序良俗に反する場合もあると考えられる。）

現行商法の参考条文 第640条，第641条

【意見】

賛成する。

【理由】

一 本文について

1 本文は，損害保険契約における保険者の法定免責事由を定めるものであり，基本的に現行法の規律（商法第640条，第641条）を維持するものである。保険契約者の故意又は重大な過失，被保険者の故意又は重大な過失，及び戦争，内乱その他これらに準ずる変乱を免責事由として法定することに異論はない。

2 「重大な過失」の意義については，注意を著しく欠いていることをいうとする考え方と，ほとんど故意に近い不注意をいうとする考え方がある。しかし，そもそも保険契約は万一の事故に備えて契約するものであるが，現実に発生する事故は何らかの意味で被保険者などの過失が原因としてからむ場合が多いのである。したがって，「重大な過失」が緩やかに解釈されると，被保険者は事故が発生しても多くの場合に保険金を受領できないこととなり，そのような結論は保険契約を結んだ契約者・被保険者の期待に反するものとなる。大判大正2.12.20の判例を初めとして多数の判例・裁判例が現行商法第641条の「重大ナル過失」に関して「ほとんど故意に近い不注意」であるとして限定的な解釈を行ってきた理由の一つには，契約者・被保険者の保険契約に対する期待の保護にあると考えら

れるのであって、「重大な過失」の意義については、後者の解釈が正当であると考えられる。

そこで、その点を明確にするために、「重大な過失」を国際海上物品運送法第13条の2の規定等を参考に「損害の発生のおそれがあることを認識しながらした無謀な行為」などと置き換えることも検討すべきである。

二 (注1) について

現行商法第641条の「保険ノ目的ノ性質若クハ瑕疵、其自然ノ消耗」を法定の免責事由として掲げないことについては、特に異論はないが、現行法に存在する規律をあえて削除する必要があるのかという考え方もある。

三 (注2) について

「地震、噴火その他これらに準ずる天災」を法定の免責事由として掲げることについては、実務上はほとんどの約款で「地震、噴火、津波」が免責事由として規定されている一方で、地震による損害をカバーする地震保険契約も存在することを考慮すると、特にこれを法定免責事由とする必要性はないものと考えられる。

四 (注3) について

現行法も任意規定と解されており、免責事由に関する規律は任意規定とすることによい。したがって、保険者が法定免責事由以外の免責事由を約款で定めることも原則として認めてよいが、あまりに広範な免責規定は問題である。現在の火災保険約款においては、「契約者・被保険者の故意・重過失・法令違反」と規定されているのが通例であり、「法令違反」が「故意・重過失」と並んで免責事由になっている。しかし、極めて軽微な「法令違反」を理由に保険者が免責されるのでは、保険制度の趣旨に反することになるから、「法令違反」の内容については限定的に解釈すべきである。

なお、かっこ内のただし書については、異論がない。

(10) 損害発生後の保険の目的物の滅失

保険の目的物について保険事故による損害が生じた場合には、その後保険事故以外の原因によって当該目的物が滅失したときであっても、保険者は、その損害をてん補する責任を免れないものとする。

(注) 強行規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第659条

【意見】

賛成する。

【理由】

一 本文について

1 本規律は、保険事故が発生し、保険者にいったん保険金支払義務が生じた以上、その後に保険の目的物が別の原因によって滅失した場合であっても、保険者の保険金支払義務が消滅することはないとするものであり、適用場面としては、火災保険契約の目的物である家屋が半焼した後に洪水により同家屋が流失した場合などが適用場面として想定されている。

このような場合に保険者が保険金支払義務を免れるとすれば、被保険者の犠牲のもとに保険者が不当に利益を得るものであり、保険制度の趣旨に反することは明らかである。本規律は当然のことというべきであり、賛成する。

2 なお、本規律は現行法の規律を維持するものであるが、これまでの法制審における検討過程では、「当然の理を明らかにするものにすぎないから、同条（商法第659条）の規律を設けない」とする意見があった。

しかし、当然のものを確認的に規定したものであるからといって、本規律の存在意義がないとはいえないのであって、被保険者に不利な特約を禁止する意味でも本規律は積極的に存続させるべきである。

二 （注）について

任意規定では被保険者に不利な特約を許すことになり、本規律をおく意味がないことになるから、強行規定とすべきである。

(11) 残存物代位（全損が生じた場合の保険の目的物の代位）

保険の目的物の全部が滅失した場合において、保険者が被保険者に対しててん補すべき損害の全部をてん補したときは、保険者は、当該目的物について被保険者が有する権利を当然に取得するものとする。ただし、保険者がてん補すべき損害の額が保険価額に満たない場合には、保険者が取得すべき権利は、保険者がてん補すべき損害の額の保険価額に対する割合によるものとする。

（注） 任意規定とする方向で、なお検討する（ただし、この規律に反する約定が利得禁止原則により効力を否定されることもあると考えられる。）

現行商法の参考条文 第661条

【意見】

賛成する。

【理由】

一 本文について

1 例えば、盗難事故にあった被保険者が保険金を受領しながら盗難被害にあった財産に対する所有権を持ち続けた場合は、被保険者は保険事故によって二重の利得を得ることになり、損害保険契約についての強行規定である利得禁止原則に反する結果を招きかねない。残存物代位制度は、そのような被保険者の二重利得を防止することを主たる目的としている。

本文の規律は、基本的に現行法の残存物代位の規律を維持するものであって、異論はない。

2 現行法の「保険ノ目的ノ全部力滅失」とは、全損が生じた場合と解されており、全損とは物理的な全損に限らず、修理代が保険価額を超えるような保険の目的物が経済的効用を失った場合などが含まれるとされている。本文の「保険の目的物の全部が滅失した場合」という文言は、現行法の文言を踏襲するものであるが、経済的効用を失った場合などが含まれることがやや不明確であるから、その点が明確となるように文言について工夫すべきである。

3 ただし書の適用範囲を現行法より拡大し、一部保険の場合に限らず、保険の目的物について損害の全部が生じたが保険者がその損害の一部しかてん補しない場合（被保険者の自己負担部分が定められている場合等）にも適用されることとすることに賛成であるが、「保険者がてん補すべき損害の額が保険価額に満たない場合において」との文言は、請求権代位に関する中間試案の本文の「保険者がてん補すべき損害の額が被保険者の損害額に満たない場合において」という文言と共通にすべきではないかと考える。

二 （注）について

現行法と同様に任意規定とすることに賛成。燃え残った建物などは一般的に取り壊し費用が必要となるだけで無価値であるから、火災保険の約款などでは、残存物の所有権は保険者がこれを取得する意思表示しない限り保険者に移転しない旨を定めているのが通例であり、このような特約は現行法下においても有効とされている。

なお、カッコ内のただし書については、異論はない。

(12) 請求権代位（被保険者の第三者に対する権利の代位）

保険事故による損害が生じたことにより被保険者が第三者に対して権利を取得した場合において、保険者がその損害をてん補したときは、保険者は、そのてん補した損害の額の限度において、その損害に係る権利を当然に取得するものとする。

にかかわらず、保険者がてん補すべき損害の額が被保険者の損害額に満たない場合において、被保険者の有する権利の額が被保険者の損害額を下回るときは、保険者は、被保険者の有する権利の額から被保険者がてん補を受けていない損害の額を控除した額（保険者がてん補した損害の額がこれに満たないときは、その額）の限度において、 に定める権利を当然に取得するものとする。

保険者が 又は により被保険者の有する権利の一部を取得した場合には、被保険者の権利を害しない範囲内においてのみその権利を行使することができるものとする。

（注1） 現行商法第662条の規定のうち保険契約者の第三者に対する権利についても代位の対象とする規律は、削除するものとする。

（注2） 規律の性質については、(11)の（注）参照。

現行商法の参考条文 第662条

【意見】

賛成する。

【理由】

一 本文 について

本文 は、いわゆる請求権代位に関する原則的な規定である。第三者の行為により損害が発生した場合に、被保険者が保険金を受領しながら第三者に対する損害賠償請求権等の権利を行使できるとすれば、被保険者は保険事故によって二重の利得を得ることになり、損害保険契約についての強行規定である利得禁止原則に反する結果となる。請求権代位の制度は、そのような被保険者の二重利得を防止するとともに責任ある第三者を免責しないことを目的としている。請求権代位は、残存物代位と異なり、全損の場合に限らず分損の場合にも認められる。

本文 の規律は、基本的に現行法の規律を維持するものであって、賛成する。

なお、「その損害に係る権利」という表現により、代位の対象となる権利の範囲にしばりをかけ、その権利は保険契約によっててん補される損害と対応する損害についての権利に限られることを明確にする点についても賛成する。

二 本文 について

1 一部保険などにより保険金が損害額全部をカバーしない場合において発生した事故に関して被保険者側にも過失があったときに、本文 の規律を適用して、保険者が「そのてん補した損害の額の限度において」第三者に対する権利を代位取得することを認めると、被保険者の第三者に対する権利行使が必要以上に制約される場合がありうる。

2 現行法においては、この点に関する明確な規律がないため、学説上、絶

対説，比例説，差額説があり，判例（最判昭和62.5.29）は比例説を採用している。判例事案は，トラック全損390万円の事故に関して保険金額が300万円だったので保険者が被保険者に保険金300万円を支払ったケースで，被保険者の過失割合50%だったので第三者に対する損害賠償請求権の金額は195万円となる。このケースで，保険者が取得する第三者に対する権利は，絶対説によれば300万円の範囲になるので195万円全額を取得し（被保険者に残る権利はゼロ），比例説によれば195万円の300/390で150万円を取得し（被保険者に残る権利は45万円），差額説によれば，195万円から「被保険者がてん補を受けていない損害額（損害額390万円 - 保険金300万円）」を控除した105万円を取得する（被保険者に残る権利は90万円）ことになる。

- 3 本文の規律は，本文の例外として，被保険者にとって最も有利な結果となる差額説を採用するものであり，賛成する。そもそも請求権代位の制度目的は利得禁止原則の貫徹であるから，その目的をこえて保険者が第三者に対する権利を代位取得し，結果として被保険者の第三者に対する権利を必要以上に制限することになる絶対説や比例説は支持しがたく，差額説が妥当である。また，差額説は，損害保険の約款においても一般的に採用されているものであるから，現在の保険実務にも合致する。

三 本文 について

- 1 請求権代位により，第三者に対する損害賠償請求権等が保険者と被保険者の双方に分割帰属した場合において，第三者に十分な支払能力がないにもかかわらず保険者が被保険者より先に第三者から弁済を受けてしまうと被保険者が第三者から弁済を受けられなくおそれがある。そのような事態は，請求権代位の制度目的を超えて被保険者の第三者に対する権利を制約するものとなる。

本文の規律は，現行法の規律を基本的に維持し，第三者に対する権利が被保険者と保険者において競合した場合に被保険者の権利行使を優先させるものであって，賛成する。

- 2 本文において，現行法の「保険者力被保険者ニ対シ其負担額ノ一部ヲ支払ヒタルトキハ」を「保険者が 又は により被保険者の有する権利の一部を取得した場合には」と変更することは，その適用範囲を拡大することを明示するものであるが，積極的に賛成する。
- 3 また，現行法の文言をそのまま現代語化して維持する「被保険者の権利を害しない範囲内においてのみ」という文言は，その適用場面がやや不明確であるという批判があるものの，第三者に対する権利が被保険者と保険者において競合した場合に被保険者の権利行使を優先させる趣旨は充分読

み取れると考えられるので、異論はない。

四（注1）について

請求権代位の制度目的は、被保険者の第三者に対する権利について認めることで達成されるのであって、さらに加えて保険契約者の第三者に対する権利についてまで代位を認める必要はないから、現行法の規定のうち保険契約者の第三者に対する権利についても代位の対象とする規律を削除することに賛成する。現在の損害保険の約款においても、請求権代位は被保険者の権利に関してのみ規定され、保険契約者の権利に関する代位を認めていない。

五（注2）について

請求権代位に関しても、現行法と同様に任意規定とすることでよい。損害保険の約款では、代位求償権不行使の特約（賃貸建物火災保険や車両保険など）を定めている場合や特別に比例説による損害てん補を採用する場合があります、それらの特約は有効と考えられる。

（保険事故の発生による保険給付関係後注）

- 1 保険金の請求や支払に関する保険者の責務（例えば、保険契約者側に対する説明等）について契約法上の規律を設ける必要があるかについては、なお検討する。【各契約共通事項】

【意見】

保険金の請求や支払に関する保険者の責務を法律上の規律とすることは検討に値するが、この点は業法において検討すべきことと考えられる。

【理由】

近時、続々と発覚した保険会社の保険金不払問題を見ると、保険金の請求を受けた場合、保険者は、契約に附帯する特約の内容あるいは同一保険契約者や同一被保険者に関する他の保険契約の存在やその内容を保険契約者側に教示する義務を負うこととすれば、不払事案を大幅に減少させることにつながるものとも考えられる。そういう意味で、保険金の請求や支払に関する保険者の責務を法律上の義務として規定することも充分検討に値する。

しかしながら、そのような規律は性質上、契約法である保険法に置くべきものとは考えにくく、取締法規たる保険業法において規制すべき問題ではないかと考えられる。

- 2 保険金請求権等の保険者に対する権利に関する一般的な規律として、一定の範囲内で差押えを禁止する旨の規律や保険者の財産に対する一般先取特権

を付与する旨の規律を設けることについては、なお検討する。【各契約共通事項】

【意見】

差押禁止規定を保険法の一般的規律とすること及び被保険者等に一般先取特権の付与を認めることについてはいずれも疑問がある。

【理由】

学説上、主として生命保険契約や傷害・疾病保険契約に基づく保険金請求権について差押禁止とすべき立法論的な提案があり、法制審における議論においても「保険金受取人の生活保障」という観点からそのような必要性が指摘されている。

しかし、生命保険金が常に受取人の生活保障にかかわるとは限らず、金融資産的な要素が強い場合もあり、一律に保険金請求権を差押禁止にすることは疑問もある。また、「一定の範囲で」というのも、具体的にどのような形で差押禁止の範囲を決定するのか、その規律を定めるのは簡単ではない。仮に保険金請求権について一定の範囲で差押禁止にするとしても、保険法で規定すべき問題ではなく、民事執行法など手続法で規律すべき事柄ではないかと考える。なお、簡易生命保険法には差押禁止の条項（同法第81条第1項）が置かれているが、同法には公的な要素があったことや保険金額に上限があることなどの特殊な事情があることに留意すべきである。

また、法制審の審議において、保険金請求権等を有する者を保護するという観点から、それらの者に保険者の財産に対する一般先取特権を認めるべきであるとの指摘がある。

しかし、被保険者等にのみ特に優先的に保護する必要性や正当性があるのか債権者平等の原則との関係で疑問もあり、安易に一般先取特権を認めるべきではないと考えられる。

4 損害保険契約の終了

(1) 保険契約者による任意解除 【各契約共通事項】

保険契約者は、いつでも保険契約の解除をすることができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

商法は、責任開始前に契約を自由に解除できることを定めているだけである

(第653条)。実務は、責任開始後においても保険契約者からの解除は自由とするものが多い。保険は、保険契約者のための制度であるから、保険契約者による解除の自由を原則とすべきである。

(注) 任意規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第653条

【意見】

任意規定とすることに賛成する。

(2) 重大事由による解除(特別解約権) 【各契約共通事項】

保険者は、次に掲げる場合には、保険契約の解除をすることができるものとする。

(ア) 保険契約者又は被保険者が保険金を取得し、又は第三者に保険金を取得させる目的で故意に損害を生じさせ、又は生じさせようとした場合

(イ) 被保険者が当該保険者に対する当該契約に基づく保険金の請求について詐欺を行った場合

(ウ) その他の当該保険者との信頼関係を損ない、当該契約を存続し難い重大な事由がある場合

による保険契約の解除がされた場合には、保険者は、 に掲げる事由があった後に発生した保険事故によって生じた損害をてん補する責任を負わないものとする。

【意見】

について

(ア)(故意に損害を生じさせる場合),(イ)(保険金詐欺の場合)に、保険者に解除権を与えることには賛成する。

(ウ)その他の重大な事由がある場合という抽象的な要件で保険者に解除権を与えることには反対する。

について

この解除の場合、保険者がその後に発生した保険事故によって生じた損害をてん補する責任を負わなくなるとすることに賛成する。

【理由】

商法には、重大事由による解除権は規定されていない。生保、損保の約款に

は、と同様の規定が入れられている。

(ア)、(イ)の場合は、保険者から契約を一方的に解除できる事由とするのが相当である。(ア)の場合は、故意に保険事故を生起させる行為であり、保険の基盤を崩すものであって、契約を継続しなければならないとする合理性がない。なお、生命保険においては、被保険者の自殺については例外として特別の規定を設けるのが相当であるし、保険金受取人という存在もあるから、別個に規定する必要がある。(イ)の場合は犯罪行為であり、これも解除原因とすることが相当である。

これらに対し、(ウ)は、信義則、重大な事由と抽象的な要件が掲げられているのみであり、このような解釈の余地を広く残した解除権を保険者に与えることは保険契約者の地位を不安定にするものであり、望ましくない。仮に包括条項を入れるのならば、(ア)(イ)に匹敵するほどの重大な事由に限定する表現とするべきである。

(注1) による解除権の行使可能期間を定める必要があるかについては、
なお検討する。

【意見】

解除事由があることを知りながら保険料を取得する状態を続けることは相当でないから、解除権の行使可能期間を定めるべきである。知ってから1か月という除斥期間が適切であるかは検討を要する。

(注2) において、例えば、他の保険契約(1(3)の(危険に関する告知関係後注)参照)との保険金額の合計額が著しく多額であり、かつ、これによって保険制度の目的に反する事態がもたらされるおそれがある場合を解除事由として掲げることについては、なお検討する。

【意見】

他の保険との保険金額合計が多額であることを重大事由解除の原因とする事には反対する。

【理由】

保険金額合計額多額が契約時に明らかである場合は、保険者にとって契約するかどうかの判断の問題であって、解除事由とすることは不当である。保険金支払時までには明らかになる場合は、損害保険では保険金を按分で支払うこととなり保険者にとって利益となるだけであり、生命保険では、他保険の状況にか

かわらず保険者の支払う保険金は同額であるから、いずれも解除事由とすることは相当でない。

保険金殺人等が疑われる場合は、それにむけた証明をすべきであって、保険金多額はその間接事実の一つにはなりえても、それ自体で解除事由とするのは如何にもバランスが悪い。

(注3) は、 による契約の解除の効力が将来効であることを前提として
いる(4)参照。

【意見】

第2の4(4)参照。

(注4) 片面的強行規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 なし

【意見】

これ以外の重大事由解除事由を約款で設定できなくするという趣旨と思われ、賛成する。

(3) 保険者の破産 【各契約共通事項】

保険者について破産手続開始の決定があったときは、保険契約者は、保険契約の解除をすることができるものとする。

による解除がされなかった保険契約は、破産手続開始の決定があった日から3か月を経過したときは、その効力を失うものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

解除事由については商法第651条の規定と同じであり、合理的な規律である。ただし、3か月という期間については検討の必要がある。

(注1) 及び のほか、保険契約における関係当事者の倒産に関する規律を設けるかについては、現行商法第652条の規定(第三者のために

する保険契約における保険契約者の破産の規律)の実質的内容を維持するかを含め、なお検討する。

【意見】

商法第652条を維持するか変更するかも含め、関係当事者の倒産に関する規律は検討する必要がある。

(注2) 強行規定とする。

現行商法の参考条文 第651条, 第652条

【意見】

賛成する。

(4) 解除の効力 【各契約共通事項】

保険契約の解除をした場合には、その解除は、将来に向かってのみその効力を生ずるものとする。

【意見】

賛成する。ただし、これは原則規定とし、告知義務違反を理由とする解除の場合については、別個に検討する必要がある。

【理由】

保険契約は継続的契約であるから、その解除は、保険契約者による解除も含め、将来に向かってのみ効力を生ずるのが原則となる。ただし、保険者が告知義務違反を理由として保険事故発生後に保険契約を解除する場合、契約当初から保険金は支払われない関係にあり、また、すでに保険事故が発生して保険金請求権が具体化してもそれは消滅するので、効果は遡及していると解されている(山下友信『保険法』305頁、江頭憲治郎『商取引法第4版』411頁、その他商事法務1808号26頁注27に掲げる文献)。第2の1(3)エは告知義務違反を理由とする解除について将来効の立場から表現しているがこれは遡及効の立場からも表現できることであるし、生命保険および積み立て保険の約款には解約返戻金を保険契約者に返還する旨が規定されているほか、実務では保険料を返還することも多いようであるから、更に検討が必要である。

(注) 片面的強行規定とする方向であるが、この当否を含め、なお検討する。

現行商法の参考条文 第645条第1項, 第651条第1項ただし書, 第653条, 第657条第1項ただし書

【意見】

賛成する。

(損害保険契約の終了関係後注)

- 1 現行商法第655条の規定(保険者の責任開始前に保険契約の任意解除がされた場合等に保険者が返還すべき保険料の半額を取得することができる旨の規律)は, 削除するものとする。

【意見】

削除に賛成する。

【理由】

半額を留保できるとする合理性がない。

- 2 いわゆる保険料不可分の原則を画一的に採用することはしないものとする。したがって, 保険期間満了前に保険契約が終了したときは, 保険者は, 原則として, 未経過の期間に相当する保険料(ただし, その額について合理的な約定は許容される。)を返還する責任を負うことになると考えられる(これに伴い, 現行商法第654条の規定は削除する。) 保険期間満了前に保険料の減額請求がされたときの保険料の返還についても, 同様である。

【意見】

不採用に賛成する。

【理由】

この原則に合理性はなく, またすでに実務もこれを採用していない。

- 3 保険料不払による契約の解除の保険契約者に対する催告(民法第541条参照)を不要とする約定の効力に関する規律を設ける必要があるかについては, なお検討する。【各契約共通事項】

【意見】

催告不要の約定は効力がないとする規律を設けるべきである。

【理由】

1 判例によれば、催告と同時に、期日までに履行がないときは解除するという停止条件付の解除の意思表示をするのも有効とされているから（大判明治43年12月9日民録16輯910頁。なお、我妻栄民法総則410頁5～6行目参照）、催告と解除の意思表示は別に行うことを要せず同時に行うことができる。

また、催告を不要としてみたところで、解除の意思表示は必要である。

したがって、無催告解除特約が有効とされても、保険者にとってさほどのメリットはないと考えられる（補足説明60頁によれば、催告を必要とすれば保険料上昇につながるとの意見があるようであるが、上記のとおり催告と解除の意思表示は別に行う必要はなく同時に行うことが許されるから、これは理由にならない。また、同頁によれば、催告が郵便事故や契約者の転居等によって到達しなかった場合の問題点を指摘する意見もあるとのことであるが、このようなケースはそもそも解除の意思表示そのものが到達しないのであり、催告の要否の問題ではない）。

他方で、無催告解除が有効とされた場合、保険契約者にとっての影響は大きい。そして、さらに、この点は、解除の効果とも関連する。解除の効果が将来効というのであれば、問題はまだ少ないが、補足意見58頁の10行目ないし20行目では、保険料不払いの場合に遡及効を有する解除を認める可能性が示されている。無催告解除により遡及効を有する解除が認められるとすれば、保険契約後に保険事故が発生したような場合であっても保険料不払いであることを理由として催告なしに解除され、保険金を得る機会が奪われるという事態が生じうることとなる。この結果は妥当ではない（このような重大な結果が生じる以上、催告により機会を与えるべきである）。

2 さらに、次のア、イ、ウの点を考慮し、催告に関する規律を設けることが妥当であると考える。

ア まず、逐条解説消費者契約法（新版）内閣府国民生活局消費者企画課の205頁においては、消費者契約法第10条に関し、「契約の性質からして一定の期日又は期間内に債務者が履行しなければ、債権者の契約の目的が達成されない場合（定期行為の場合）などの正当の理由なく事業者が消費者の債務不履行の場合に相当な期間の催告なしに解除することができる」とする条項については無効とすべきものと考えられる。条項が無効となった結果、事業者は、解除権を行使するには、民法第540条、第541条の規定に従い、相当の期間を定めてその履行を催告し、消費者に対する意思表示により行使しなければならない」と述べられている。

イ また、国際的にも継続保険料の支払いについては強行法的に保険者に催告を義務付けているのが一般的であるようである（岩崎稜『保険料支払義

務論』138頁以下，特に156頁）。

ウ さらに，賃貸借契約における無催告解除特約については「家屋の賃貸借において，一般に，賃借人が賃料を一箇月でも滞納したときは催告を要せず契約を解除することができる旨を定めた特約条項は，賃貸借契約が当事者間の信頼関係を基礎とする継続的債権関係であることにかんがみれば，賃料が約定の期日に支払われず，これがため契約を解除するに当たり催告をしなくてもあながち不合理とは認められないような事情が存する場合には，無催告で解除権を行使することが許される旨を定めた約定であると解するのが相当である」とするのが判例である（最判昭和43年11月21日民集22巻12号2741頁）。

5 火災保険契約に固有の事項

(1) 保険証券の記載事項

火災保険契約（火災によって保険の目的物について生じた損害をてん補する損害保険契約をいう。）の保険証券には，1(7)のに掲げる事項のほか，次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

(ア) 保険の目的物が建物の場合にあつては，その建物の所在，構造及び用法

(イ) 保険の目的物が動産の場合にあつては，その動産を収納する建物の所在，構造及び用法

（注）規律の性質については，1(7)の（注2）参照。

現行商法の参考条文 第668条

【意見】

賛成する。

【理由】

現行商法第668条の現代語化にとどまる改正である。

(2) 消防・避難による損害のてん補

消防又は避難のために必要な処分によって保険の目的物について損害が生じた場合には，当該目的物に火災が発生していないときであっても，保険者は，その損害をてん補する責任を負うものとする。

（注）任意規定とする方向で，なお検討する。

現行商法の参考条文 第666条

【意見】

賛成する。

【理由】

現行商法第666条では、保険の目的物に火災が発生していない場合にどうなるのかにつき疑義が生ずると思われるので、この場合にも適用されることを明らかにする改正に賛成する。これを任意規定とすることも妥当と考える。

(火災保険契約に固有の事項関係後注)

- 1 現行商法第665条の規定(火災による損害のてん補の規律)は、削除するものとする。
- 2 現行商法第667条については、6(1)参照。

【意見】

賛成する。

【理由】

削除に格別異論はない。

6 責任保険契約に固有の事項

(1) 保険金からの優先的な被害の回復

責任保険契約(被保険者が損害賠償の責任を負うことによって生じた損害をてん補する損害保険契約をいう。)の被保険者について破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の決定があった場合には、被害者(被保険者が損害賠償の責任を負う相手方をいう。)は、〔一定の要件〕の下で、保険金から優先的に被害の回復を受けることができるものとする。

(注1) 「一定の要件」の具体的内容については、判決、裁判上の和解等により被保険者の損害賠償責任が確定したことやその確定が保険者の関与の下で行われたことを要件とすること等が考えられるほか、そもそもこの規律を認める場面を、強制保険(法令により被保険者が責任保険契約の締結を義務付けられているもの)に限定すべきとの考え方、被害者が個人の場合やその生命又は身体に損害が生じた場合に限定すべきとの考え方等があることを踏まえて、なお検討する。

(注2) 被保険者について法的倒産手続が開始する前であっても、この規律を認めるべき場面があるかについては、なお検討する。

(注3) 被保険者が複数の被害者に対して損害賠償責任を負い、その損害賠

償額の合計額が保険金額を超える場合に関する規律については、なお検討する。

(注4) 被害者が保険金から優先的な被害回復を受けるための法的な枠組みとしては、大別して、次のような2つの考え方があるが、どのような枠組みを採用するかについては、(注1)から(注3)までとも関連して、なお検討する。

() 被害者は、保険金額の限度において、被保険者が支払うべき損害賠償額の支払を保険者に対しても請求することができるものとする考え方

() 被害者は、被保険者に対する損害賠償請求権に関し、保険金について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有するものとする考え方

(注5) 被害者による保険金からの被害回復の実効性を確保するための規律、保険者の二重弁済の危険を防止するための規律、保険者が被保険者に対する抗弁(免責事由や支払限度等)を被害者にも対抗することができるようにするための規律その他の必要な規律を設けることについては、(注4)に関しどのような枠組みを採用するかとともに、なお検討する。

(注6) 規律の性質については、なお検討する。

現行商法の参考条文 第667条

【意見】

被保険者について破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の決定があった場合に、被害者が〔一定の要件〕の下で、保険金から優先的に被害の回復を受けることができるものとする改正の方向には基本的には賛成する。

【理由】

例えば、医事賠償責任保険があり、患者が被害を受け、医療機関側に責任があるとされた場合において、医療機関が倒産して破産等の法的手続が開始されたときには、保険金について被害者である患者の優先権が認められてよいように思われ、この点は、他の責任保険契約についても基本的に同様と思われる。なお、ここで認められる優先的な被害の回復は損害賠償責任を前提とするものであるから、(保全の措置等が適宜なされる余地があることは別として)、判決や和解・調停等(その他の債権確定手続や裁定手続等を含む)により被保険者の損害賠償責任が確定したことが要件とされるのはやむを得ないと思われる。また、この規律は保険契約に関与しない被害者を保護するためのものであることからすると、これに反する被害者に不利な約定は無効とする方が趣旨にかなうように思われる。

(2) 保険者の免責

保険者は、次に掲げる事由によって生じた損害をてん補する責任を負わないものとする。

(ア) 保険契約者の故意

(イ) 被保険者の故意

(ウ) 戦争、内乱その他これらに準ずる変乱

(注) この規律については、3(9)の(注2)及び(注3)参照。

現行商法の参考条文 第640条, 641条

【意見】

賛成する。

【理由】

責任保険契約の目的は、通常、被保険者或いは保険契約者の過失（重過失を含む）によって生じた損害をてん補することであると思われるので、各契約共通事項に掲げられている「重過失」を除くことは適切と考える。

（損害保険契約に関する事項関係後注）

- 1 1から5まででは、主に、物を保険の目的とする損害保険契約（いわゆる物保険）を念頭に置いた記載をしており、6では、責任保険契約に固有の事項を掲げているが、ほかに責任保険契約に固有の規律を設けるか、物保険及び責任保険契約以外の損害保険契約（いわゆる権利保険、費用保険、損害てん補方式の傷害・疾病保険契約等）についても固有の規律を設けるかについては、なお検討する。
- 2 運送保険契約に関する現行商法第669条から第672条までの規定は削除する方向で、なお検討する。
- 3 損害保険契約についてほかに必要な契約法上の規律がないかについては、なお検討する。

【意見】

現行商法第669条から第672条までの規定を削除することに賛成する。

【理由】

実務上上記規律を維持する意義が乏しいことに異論なし。

第3 生命保険契約に関する事項

(生命保険契約に関する事項関係前注)

1(1)のとおり、生命保険契約には死亡を保険事故とする契約(死亡保険契約)と生存を保険事故とする契約(生存保険契約)とがあり、各項目の規律は基本的に両者に共通の規律であるが、死亡保険契約のみに関する規律については、その旨を(注)に記載している。

【意見】

特になし。

1 生命保険契約の成立

(1) 生命保険契約の意義

生命保険契約は、当事者の一方が相手方又は第三者の生存又は死亡に関して一定額の金銭の支払〔その他の一定の給付〕をすることを約し、相手方がこれに対して保険料を支払うことを約することによって、その効力を生ずるものとする。

(注1) 「その他の一定の給付」は、労務や役務(サービス等)の提供等の金銭の支払以外の方法による定額の給付(保険契約において、保険給付の内容が定められ、又は保険給付の内容を客観的な基準で確定することとされている場合における給付をいう。)である。このような規律とすることの当否や他の規律との関係については、なお検討する必要があるため、〔 〕を付している。

(注2) 被保険者が傷害又は疾病を原因として死亡した場合に一定額の保険金を支払う契約(以下「傷害・疾病の死亡給付に関する契約」という。)の契約法上の位置付けについては、第4の(傷害・疾病保険契約に関する事項関係前注)1参照。

現行商法の参考条文 第673条

【意見】

基本的に賛成する。

「その他の一定の給付」については、給付の内容が、支払われた保険金に見合ったものであり、社会的に合理的、かつ、相当な内容であって、事前に保険契約書に記載して客観的な基準で確定されるものであることを要する。

【理由】

現行商法では、「その他の一定の給付」は定められておらず、今回、新たに規定するものである。

一定額の金銭であれば、給付内容の妥当性が容易に判断できるが、「その他の一定の給付」の場合には、その給付内容が妥当なものであるかどうか容易に

判定しがたいことが考えられる。

したがって、「その他の一定の給付」については、その合理性妥当性が客観的な基準で確定されるものであることを要すると考えるからである。

(2) 他人を被保険者とする死亡保険契約

ア 被保険者の同意

他人を被保険者とする死亡保険契約は、当該被保険者の同意がなければ、その効力を生じないものとする。ただし、〔一定の場合〕には、この限りでないものとする。

(注1) 同意を書面でしなければ契約の効力を生じないものとするについては、なお検討する。

(注2) 被保険者が未成年者等の制限行為能力者である場合の規律の在り方については、なお検討する。

(注3) 「一定の場合」(被保険者の同意を効力要件としない場合)の具体的内容については、被保険者の同意が求められている趣旨を踏まえつつ、なお検討する(保険契約者と保険金受取人と被保険者との関係、保険事故の内容、保険契約者が他人を被保険者とする死亡保険契約を締結する合理性の有無、被保険者の同意を個別的に求めることの必要性・合理性、イの規律が認められる範囲等を踏まえて、検討する必要がある。)

(注4) この規律は死亡保険契約のみに関する規律であり、生存保険契約について同様の規律は設けないものとする。

(注5) 強行規定とする。

現行商法の参考条文 第674条第1項

【意見】

本文については、但書部分を除き、賛成する。

被保険者が事前に確定していない保険など、被保険者の同意を事前に得ることが不可能な保険については、別条で限定列挙の形で規定すべきで、本文としては、「他人を被保険者とする死亡保険契約は、当該被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。」という大原則をきちんと明記すべきである。

(注1)については、現行の保険契約の取り扱いと同様、文書による同意を基本とし、それ以外の方法による場合には、公平な第三者による認証を要するなど厳格な方法を遵守させる必要がある。

(注2)については、未成年者を被保険者とする保険金殺人の助長にならないようモラルハザードに十分留意した立法が望まれる。具体的には、民法や労基法を考慮して、被保険者が15歳以上の未成年者である場合には、未

成年者本人及びその親権者等法定代理人の同意を得ることとし、被保険者が15歳未満の未成年者である場合には、その親権者等法定代理人の同意を得ることとすべきである。

(注3)については、自動車保険契約の搭乗者保険や遊園地等の施設への入場者を被保険者とする契約等、被保険者が事前に確定していない保険や被保険者の同意を事前に得ることが不可能な保険などが存在するという社会的な要請は肯定できるので、期間や場所、保険の対象者などを制限した特別な保険(被保険者の同意を要しない特別な保険)を限定列挙の形で別条で規定すべきである。

(注4)については、生存保険契約を除外する必要はないと考える。

(注5)については、賛成する。

【理由】

- ・ 当該被保険者の同意を要するという点は、現行商法の第674条と同様で妥当である。なぜならば自己の生死に関して保険金が支払われるという重大な権利関係の創設に関し、当該被保険者の同意を全く要しないというのであれば、被保険者が希望しない保険契約が勝手に創設されることを容認することとなり、重大な人権侵害となるおそれがあるからである。
- ・ 同意の方法は、現行の保険契約の取り扱いと同様、文書による同意を基本とし、それ以外の方法による場合には、公平な第三者による認証を要するなど厳格な方法を遵守させる必要がある。
- ・ 但書記載のように、同意を全く不要とする場合を広く認めるのは反対である。

イ 被保険者の意思による契約関係からの離脱

被保険者は、〔一定の場合〕には、将来に向かって契約関係から離脱することができ、この場合には、死亡保険契約はその効力を失うものとする。

(注1) 「一定の場合」としては、例えば、被保険者が同意をする前提となっていた事情を欠くに至ったような場合(保険契約者又は保険金受取人が故意に被保険者を死亡するに至らせようとした場合、被保険者と保険契約者又は保険金受取人との親族関係が終了した場合等)が考えられるが、その具体的内容については、重大事由による解除の規律(4(2)参照)との関係を含め、なお検討する。

(注2) この規律を実現するための具体的な法律構成については、「一定の場合」の内容とも関連して、なお検討する。

(注3) この規律は死亡保険契約のみに関する規律であり、生存保険契約に

ついて同様の規律は設けないものとする。
(注4) 規律の性質については、これに反する約定で被保険者に不利なものは無効とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 なし

【意見】

反対である。

「被保険者は、一定の場合には、将来に向かって契約関係から離脱することができ…」ではなく、むしろ、「被保険者は、いつでも将来に向かって契約関係から離脱することができ…」とすべきである。

(注3)については、反対である。生存保険契約を除外する必要はない。

(注4)については、賛成する。

【理由】

- ・ 現行商法には規定はない。
- ・ 被保険者が同意をする前提となっていた事情を欠くに至ったような場合には、被保険者の意思を尊重して、無条件解除を認めるべきである。
- ・ 生命保険契約の被保険者は何らの利益を受ける立場にはなく、生命保険契約は長期の契約であること等から、できるだけ広く契約関係からの離脱が認められなければならない。
- ・ 保険契約が被保険者の意思表示によって契約終了となった場合には、保険契約者が不測の損害を被る場合が考えられるが、そのような場合には、その契約内容にしたがって、適宜解約返戻金を設定するなど、不測の不利益を回避できる方策は考慮すべきである。

(他人を被保険者とする死亡保険契約関係後注)

(一定年齢未満の)未成年者を被保険者とする死亡保険契約のうち一定の保険金額を超える部分を無効とすることについては、なお検討する。

【意見】

未成年者を被保険者とする死亡保険契約については、アの(注2)に対する意見で述べたとおりである。

保険金額の上限を規定する考え方は、未成年者を被保険者とする高額の生命保険付保の必要性もあることから、社会の要請に合わないのではないかと。

【理由】

現行商法上、このような規定はない。

そもそも、未成年者のうち幼児や小学生以下の年少者を被保険者とする生命

保険を必要とする社会的な要請があるかどうか疑問であるが，未成年者を被保険者とする死亡保険契約の主要な問題点は，そのような保険の成立要件として，誰の同意を要するのかをきちんと定めておく点にあると考える。

幼児や小学生以下の年少者を被保険者とする生命保険が保険金殺人の助長などモラルハザードを惹起しないような保険法の立法が強く望まれる。

(3) 危険に関する告知 【各契約共通事項】

第2の1(3)と同じ。

(注) 契約の解除がされた場合の保険契約者に対する保険料積立金等の支払については，4(5)参照。

なお，片面的強行規定とは，生命保険契約及び傷害・疾病保険契約においては，基本的にこれに反する約定で保険契約者，被保険者又は保険金受取人に不利なものが無効とされる規定をいうが，その意味については個々の規律ごとに検討する必要がある。

現行商法の参考条文 第644条第2項，第645条，第678条

【意見】

第2の1(3)と同じ。

(4) 第三者のためにする生命保険契約 【各契約共通事項】

保険金受取人が第三者であるときは，その第三者は，当然に保険契約の利益を享受するものとする。

(注) この規律については，第2の1(4)の(注1)及び(注3)参照。

現行商法の参考条文 第647条，第675条第1項本文，第683条第1項

【意見】

賛成する。

【理由】

現行商法第647条と同様である。

(5) 保険金受取人の指定

保険金受取人は，保険契約の締結時に，保険契約者が保険者に対する意思表示によって指定するものとする。

(注) 任意規定とする方向で，なお検討する。

現行商法の参考条文 第675条第1項

【意見】

賛成する。

【理由】

1, 本文について

だれを保険金受取人とするかについては保険契約者の意思に委ねるべきである。

なお, 保険金受取人の指定が明確でない場合について法律で細かく規定を設けるよりは, 具体的事例に応じて保険契約者の意思を合理的に解釈する方がより妥当な結論が得られると考えられる。

2, (注)についても任意規定で良いと考える。

(6) 遡及保険 【各契約共通事項】

第2の1(5)と同じ(ただし, 「保険事故による損害をてん補する」を「保険事故について保険金を支払う」とし, (ア)の「保険契約者又は被保険者」を「保険契約者又は保険金受取人」とする。)

(注) この規律については, 第2の1(5)参照((イ)の範囲については, いわゆる責任遡及条項を念頭に置きつつ検討する必要がある。)

現行商法の参考条文 第642条, 第683条第1項

【意見】

賛成する。ただし, (イ)については, 契約の申込後, 相当期間内に承諾の通知がなされたときに遡及保険を無効とする必要はないと考える。

【理由】

保険料の詐取の防止の観点からは業法で規制すれば良いのではないか。

(7) 生命保険契約の無効・取消しによる保険料の返還 【各契約共通事項】

第2の1(6)と同じ(ただし, (ア)の「保険契約者又は被保険者」を「保険契約者, 被保険者又は保険金受取人」とする。)

現行商法の参考条文 第643条, 第683条第1項

【意見】

反対する。

【理由】

「詐欺」と評価されたとしても、その態様は様々である。保険料を返還するのが原則であって、返還しないで良いのは不法原因給付に該当する場合である。不法原因給付に該当する場合の事例を集積する必要がある。保険契約についてのみ、保険料の返還をしないで良い規定を設けて保険者を保護する必要性があるのか更に検討する必要がある。

(8) 保険証券 【各契約共通事項】

保険者は、保険契約の成立後、遅滞なく、保険契約者に対し、保険証券を交付しなければならないものとする。

保険証券には、次に掲げる事項を記載し、保険者がこれに署名し、又は記名押印しなければならないものとする。

(ア) 保険契約の種類

(イ) 保険事故

(ウ) 保険金額

(エ) 保険料及びその支払の方法

(オ) 保険期間

(カ) 保険契約者の氏名又は名称

(キ) 被保険者の氏名

(ク) 保険金受取人の氏名又は名称

(ケ) 保険契約の締結の年月日

(コ) 保険証券の作成の年月日

(注) 及び については、第2の1(7)の(注1)及び(注2)参照。

現行商法の参考条文 第649条第1項、第679条、第683条第1項

【意見】

第2の1(7)と同じ。

(生命保険契約の成立関係後注)

保険契約の募集や締結の際の契約法上の規律については、第2の1の(損害保険契約の成立関係後注)参照。 【各契約共通事項】

【意見】

第2の1(損害保険契約の成立関係後注)と同じ。

2 生命保険契約の変動

(1) 保険金請求権の譲渡等

保険事故の発生前にする死亡保険契約に基づく保険金請求権の譲渡又は質入れは，被保険者の同意がなければ，その効力を生じないものとする。

死亡保険契約における保険契約者の変更（保険契約者が保険契約者としての権利義務を第三者に承継させることをいう。）についても，と同様とするものとする。

（注） 及び については，1(2)アの（注1）から（注5）まで参照。

現行商法の参考条文 第674条第2項，第3項

【意見】

賛成する。

【理由】

被保険者の同意が効力要件であることを明確にすべきである。

(2) 保険金受取人の変更

ア 保険金受取人の変更に関する通則

保険契約者は，保険事故が発生するまでの間，保険金受取人の変更をすることができるものとする。

他人を被保険者とする死亡保険契約の保険金受取人の変更は，当該被保険者の同意がなければ，その効力を生じないものとする。

（注1） によって第三者が保険金受取人となったときに当然に保険契約の利益を享受することについては，1(4)参照。

（注2） 現行商法第675条第2項の規定（保険契約者が死亡した場合の規律）は，削除するものとする（したがって，保険契約者が死亡したときは，保険契約者が保険金受取人の変更をしない旨の意思を表示していた場合を除き， により，その相続人が保険契約者として保険金受取人の変更をすることができることとなる。）

（注3） については，1(2)アの（注1）から（注3）まで参照。

（注4） は死亡保険契約のみに関する規律であり，生存保険契約について同様の規律は設けないものとする。

（注5） は任意規定とする方向で，なお検討する。 は強行規定とする。

現行商法の参考条文 第674条第1項，第675条，第677条第2項

【意見】

- (1) ア はいずれも賛成である。
- (2) (注1)乃至(注4)は賛成である。
- (3) (注5)の を任意規定とする方向での検討には原則賛成で、 を強行規定とすることは賛成である。

【理由】

- (1) ア につき、予め保険金受取人の変更権を放棄するなどした以外においては、一般的に保険金受取人の変更を不可とすべき理由はなく、むしろ、生命保険の契約期間が長期であり、その間に事情が変更することもあること等から、保険契約者の意思を尊重して、保険金受取人の変更を認めることは妥当である。

ア につき、死亡保険における被保険者にとって、保険金受取人が誰であるかは重大な事項である。したがって、保険金受取人を変更するについて、被保険者の同意を要するのは当然のことである。

- (2) (注1)につき、保険契約締結時において保険金受取人を指定する場合、当該受取人になる者の同意を要しないことから、変更によって受取人になる者についても受取人になることの同意等も要しないものとする。したがって、「当然に受取人としての権利(利益)を享受する」ということは妥当である。

(注2)につき、被相続人である保険契約者の相続人は、相続によって新たな保険契約者の地位を承継したのであるから、被相続人にある保険契約者が変更権を放棄していない以上、保険事故発生前に受取人を変更できることにつき、何らの不都合はない。

(注4)につき、前述した如く生命保険の保険金受取人は被保険者の死亡によって利益(保険金)を得るのであるから、保険金を受け取る受取人の変更につき、被保険者の同意を要件にしたが、生存保険では、保険事故が「死」と違って「生存」であるので、生命保険のような深刻な問題がないので、被保険者の同意は不要である。

- (3) (注5)につき、保険金受取人の不変更(変更権)を必要とすべき場合があるので、 を任意規定とすることは合理的である。ただ、合理的な理由もなしに保険約款で一律に変更禁止とするようなことは妥当ではないと考える。また、「被保険者の死」そのものが保険事故であるのでことを考えると、保険金受取人が誰かは被保険者にとって最重要事項であるから、 を強行法規とすることは極めて妥当である。

イ 生前の意思表示による保険金受取人の変更

A案 保険金受取人の変更は、保険者に対する意思表示によって、するものとする。

B案 保険金受取人の変更は、保険者、保険金受取人又は変更によって保険金受取人になるべき者に対する意思表示によって、するものとする。

保険金受取人の変更は、その通知を發した時に、その効力を生ずるものとする。

保険金受取人の変更は、保険契約者が保険者に通知をしなければ、保険者に対抗することができないものとする。

(注1) のA案を採用すると、通常は、保険金受取人の変更の意思表示の到達によって の「通知」もされたことになると考えられる(B案を採用した場合において、保険者に対する意思表示によって保険金受取人の変更をしたときも、同様である。)が、その意思表示が到達しなかったときは、保険契約者が改めて保険者に対して保険金受取人の変更をした旨の通知をする必要がある。

(注2) 任意規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第675条第1項、第677条第1項

【意見】

- (1) につき、A案に賛成である。
- (2) 及び は賛成である。

【理由】

- (1) につき、B案では、旧保険金受取人の地位が長期間不安定であること、当該保険金に関する差押債権者も後に判明した保険金受取人変更によって不測の損害を蒙る恐れがあつて、保険金に関わる関係者の法的地位の安定性に欠けるといふ不都合がある。後述するように、保険者への対抗要件として保険金受取人変更を保険者に通知する必要があることから、保険金受取人の変更通知を保険者に限定しても特段の不都合はない。加えて、保険金受取人の変更という重大な事項については保険契約の一方の当事者である保険者に限定した方が簡明である。以上より、法的安定性に寄与するA案を妥当とするものである。
- (2) につき、被保険者である保険契約者が死に臨んで保険金受取人を変更する場合、少しでも早く変更の効果を付与することが保険契約者の意思に副うこと(被保険者である保険契約者が保険事故発生前に受取人変更の意思表示を發したが、到達前に保険事故が生じたという場合においても発信主義であれば変更の効力が生じる)及び今日の高度に發達した通信手段等の状況を考え合わせると発信主義を採用しても、特に不都合

はない。

- (3) につき、保険者に対して保険金受取人の変更通知を到達していないと、保険者は通知到達前の請求してきた旧保険金受取人に対して保険金を支払った場合、新保険金受取人に対しても保険金を支払わなければならない。そこで、かかる二重払を防止するために、保険金受取人の変更については保険者に通知をしなければ対抗できないとすることは妥当である。また、その通知が保険者に到達したときに生じるとすることも、またその性質上当然のこととして、妥当なものである。

ウ 遺言による保険金受取人の変更

イの にかかわらず、保険金受取人の変更は、遺言によってすることができるものとする。

による保険金受取人の変更は、遺言の効力が生じた後、保険契約者の相続人が〔全員で〕、又は遺言執行者が保険者に通知をしなければ、保険者に対抗することができないものとする。

(注1) どのような場合に による保険金受取人の変更をする旨の意思表示があったといえるかを法文上明確にすることについては、なお検討する。

(注2) 他人を被保険者とする死亡保険契約においては、被保険者が死亡するまでの間（遺言の効力が発生した後（民法第985条参照）でもよい。）に被保険者の同意（アの 参照）がなければ、保険金受取人の変更の効力は生じないこととなる。なお、被保険者の同意は誰に対してすることになるのかについては、なお検討する。

(注3) は任意規定とする方向で、なお検討する。 も基本的には任意規定とする方向で、なお検討する（ただし、遺言に関する規律に反する約定は許容されない。）

現行商法の参考条文 なし

【意見】

- (1) は賛成で、 は原則賛成である。
(2) (注1)(注2)は賛成である。
(3) (注3)につき、 の任意規定は賛成、 の任意規定は反対である。

【理由】

- (1) につき、誰を受取人にするかについては保険契約者の意思を最大限に尊重すべきものである。遺言によって保険金受取人の変更を認めることは妥当である。

につき、保険金受取人変更通知を保険契約者の相続人或いは遺言執

行者が行うことについては特に問題はないであろう。ただ、相続人全員でもって変更通知をしなければならないとすれば、相続人全員或いはその一部が当該保険金受取に関して利害関係人であったような場合にはスムーズに変更通知がなされない可能性がある。しかし、遺言執行者が選任されていなくても、相続人の一人が変更通知を行うのであれば、保険者に対する通知には遺言書を添付させるであろうことから、相続人の一人の通知でもって足りるとしてよいのではないか。

- (2) (注1)につき、当該遺言内容が当該保険金受取人の変更を記載したものであると解せるか否かは、本来、遺言の意思解釈に属する問題である。したがって、受取人変更に関する記載内容を法文化することは慎重に検討されるべきであろう。なお、保険金受取人の変更に関して無効にならないようにするための救済規定を設けることについては異論はない。

(注2)の保険金受取人変更にあたって、被保険者の同意を要することは、アと同様の理由で妥当なことである。蓋し、遺言の場合において、特に「被保険者の同意」を不要する理由は存しないからである。なお、被保険者の同意が誰に対してなされるべきかについては、保険者とするのが妥当である。即ち、保険金受取人の変更に関する被保険者の真意を確認したいのは保険金支払者である保険者であること、また、被保険者も保険契約者に対してあからさまに変更の同意を拒否しにくい状況にあることなどを勘案すると、受取人変更に関してより端的に返答できる保険者に対して同意不同意の返答をさせるのが妥当である。

- (3) (注3)につき、の遺言による保険金受取人の変更を認めるか否かは、法的安定性に絡む問題ではないので任意規定でよい。しかし、は、対抗問題が絡む。したがって、「誰が保険者に通知をするか」は一律に定める方が適切である。その意味で強行規定とすべきであろう。その際、相続人以外の者が保険金受取人に指定された場合、その者も
の通知をなしうる者とすべきである。

エ 保険事故発生前に保険金受取人が死亡した場合

保険金受取人が被保険者でない場合において、その保険金受取人が死亡したときは、保険金受取人の相続人を保険金受取人とするものとする。

の場合には、保険契約者は、保険金受取人の変更をしない旨

の意思を表示していたときであっても、保険金受取人の変更をすることができるものとする。

(注1) は、現行商法第676条第2項とは異なり、保険金受取人の死亡後保険事故が発生する前に保険契約者が死亡した場合にも、原則としてその相続人が保険金受取人の変更をすることができることを前提としている(アの(注2)参照)。

(注2) の場合の権利の取得割合に関し民法第427条の規定の特則を設けることについては、なお検討する。

(注3) 任意規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第676条

【意見】

(1) , , (注1) 及び(注2) につき、賛成である。

(2) (注3) につき、原則賛成である。

【理由】

(1) につき、当該保険金受取人が死亡した後、保険契約者が保険金受取人を新たに指定或いは変更しなかったことは、一般的には、保険契約者が死亡した保険金受取人の相続人をして保険金を受取らせるという意思であったと推測できること、また、保険金受取人不変更の場合においては、保険金受取人の相続人が保険金を相続するとする結論は妥当であること等から、賛成する。

につき、保険金受取人を「変更しない」旨の意思表示をしていてもそれはあくまで「当該保険金受取人」に対するものである。当該保険金受取人が死亡したい以上、保険契約者の意思を尊重して新たに保険金受取人の変更或いは指定を認めても特段の不都合はない。

(注1) につき、これは保険契約者の相続人が相続によって保険契約者の受取人変更指定権を承継したと考えれば妥当な結論であることは前述のとおりである。

(注2) につき、民法第472条の特則を設けることに賛成である。保険金が原始取得であるという法的性質論から「相続」に馴染まないとの議論もあるが、前述した通り、死亡した保険金受取人の相続人をして保険金を相続させる特則であるとするれば、「相続」の考え方をもって処理する方が保険契約者の意思に合致しているのではないかという観点から、妥当なものとする。また更に、取得する割合についても、具体的相続分では容易に割合を定めることが困難であることから、法定相続分とすることが妥当である。

(2) (注3) につき、保険金受取人を特定の者に限定してその変更を認め

ないという保険の必要性があること，また，保険金受取人を一定の者に限定することなど保険金受取人の指定に関する選択肢を拡大することは保険契約者にとっても妥当なことである。したがって，任意規定化には賛成である。

(3) 危険の増加 【各契約共通事項】

第2の2(1)と同じ。

(注) 被保険者の健康状態が悪化した場合にこの規律は適用されないものとするが，これを明確にすることについては，なお検討する。

現行商法の参考条文 第656条，第657条，第683条第1項

【意見】

賛成する。

【理由】

損害保険と差異はないと思われる。

(4) 危険の減少 【各契約共通事項】

第2の2(2)と同じ。

(注) 被保険者の健康状態が改善した場合にこの規律は適用されないものとするが，これを明確にすることについては，(3)と関連して，なお検討する。

現行商法の参考条文 第646条，第683条第1項

【意見】

賛成する。

【理由】

損害保険と差異はないと思われる。

(5) 保険金受取人等の意思による生命保険契約の存続

保険契約者の債権者（いわゆる解約返戻金請求権の差押債権者等）又は破産管財人等が保険契約の解除をしようとし，又は解除をした場合には，〔一定の者〕は，保険契約者の同意を得た上で，保険契約の解除をすることができる者（保険契約の解除がされた後は保険者）に対して〔一定の金額〕を支払うことによって，契約を存続させる

ことができる（契約の解除の効力発生前であれば契約の解除をすることができないものとし、解除の効力発生後であれば契約の解除がされなかったものとみなす。）ものとする。

（注１）この規律の具体的内容については、その法律構成や適用範囲（どのような契約を適用対象とし、また、いつまでこの手続を採ることができるものとするか等）を含め、なお検討する。

なお、この手続を採った者は保険契約者としての権利義務を承継するものとし、保険者がこれについて反対の意思を表示した場合にはこの限りでないものとするが、後者の場合には、この手続を採った者の地位を確実なものとするための規律（例えば、保険契約者は保険金受取人の変更や保険契約の解除をすることができないものとする等）を設けた上で契約の存続を認めるものとする。

（注２）「一定の者」の範囲については、例えば、保険金受取人である被保険者の親族（民法第７２５条参照）とすることが考えられるが、保険契約者がこれに当たる場合の規律の在り方を含め、なお検討する。

（注３）「一定の金額」の具体的内容については、保険契約の解除をすることができる者の利益に配慮した金額又は保険契約を存続させるのに過不足のない金額である必要があることを踏まえて、なお検討する。

（注４）規律の性質については、これに反する約定で「一定の者」に不利なものは無効とする方向で、なお検討する。

（注５）現行商法第６８３条第１項において準用する同法第６５２条の規定については、第２の４(３)の（注１）参照。

現行商法の参考条文 第６５２条、第６８３条第１項

【意見】

「保険契約者の保険契約に基づく債権が差押えられ又は保険契約者につき破産手続が開始した場合には、保険契約者は、当該差押の効力の発生又は破産手続開始決定の日から〔１ヶ月〕間は、差押債権者又は破産管財人に〔一定の金額〕を支払うことにより、保険契約者の地位を第三者に移転することができる。」という趣旨の規定にするのが妥当ではないか。

【理由】

本規律は、実務において多用されている差押債権者・破産管財人と債務者・破産者の親族等との合意による処理を法制度化することを提案するものと解されるが、その場合、制度の仕組みは、同様に実務上の処理を法制度化した破産法上の担保権消滅請求が参考になる。

そして、担保権消滅制度においては、破産管財人が裁判所の許可を得た上で、担保目的物の売得金から担保権者に一定の金額が配当されることにより担保権が強制的に消滅するのであるから、これを保険契約上の債権に対する差押え又

は保険契約の管理処分権限の破産管財人による取得の場合に敷衍すると、差押債権者又は破産管財人に一定の金額が交付されることにより、保険契約に基づく債権上の差押えが失効し、又は保険契約が破産財団から逸失するということになる。

この場合、差押債権者又は破産管財人に一定の金額を支払う者をとくに明記する必要はないと考えられる。親族等であれば債務者・破産者から代理権を得ることは容易であろうし、また、代理権を得られないような親族等に保険契約の帰趨を委ねる必要性は乏しいと考えられる。保険金受取人も原則としてその指定はいつでも変更されるので、その地位は脆弱というべきであり、同様にかかる必要性は乏しかろう。

上記により保険契約に基づく債権上の差押えを失効させることができ又は保険契約が破産財団から逸失した場合には、保険契約は、資力ある者のもとで存続すべきであるから、保険契約者の変更には保険者の同意をようすることになり、したがって、保険者の同意は、保険契約者によるいわば「差押失効請求権」又は「破産財団からの解放請求権」の行使の要件とすべきであろう。差押えは解除できたが、保険者の同意を得られないため、保険契約者の地位を第三者に移転できないという偏頗な状況が作出されるのはあまり意義がないと思われる。

上記のような差押を失効させ又は破産財団から逸出させたとて第三者に保険契約者の地位を移転させる権限の行使の期間は、担保権消滅制度における熟慮期間を参考に、1ヶ月程度が妥当ではないだろうか。起算点は、差押の効力の発生又は破産手続開始決定の日となろう。

「一定の金額」は、差押債権者及び破産管財人が解約返戻金を目的として解除権を行使するのであるから、解約返戻金相当額（その計算＝保険数理の明確化を図る必要があるが。）とするのが妥当であろう。

3 保険事故の発生による保険給付

(1) 被保険者死亡の通知 【各契約共通事項】

保険契約者又は保険金受取人は、被保険者が死亡したことを知ったときは、遅滞なく、保険者に対し、その通知を発しなければならないものとする。

（注1）この規律は死亡保険契約のみに関する規律であり、生存保険契約について同様の規律は設けないものとする。

（注2）この規律については、第2の3(2)の（注1）及び（注2）参照。

現行商法の参考条文 第681条

【意見】

賛成する。

【理由】

保険金の支払を促進するためにも必要なことである。

(2) 保険金の支払時期 【各契約共通事項】

第2の3(7)と同じ(ただし、の「保険事故の発生並びに損害の有無及び額」を「被保険者の死亡」とし、の「保険契約者又は被保険者」を「保険契約者又は保険金受取人」とする。)

(注) この規律は死亡保険契約のみに関する規律であり、生存保険契約について同様の規律は設けないものとする。

現行商法の参考条文 なし(民法第412条参照)

【意見】

第2の3の(7)と同じ。

【理由】

損害保険と異なって、生命保険については、被保険者の死亡を保険者が知った後、速やかに支払う慣行が確立しており、簡易保険では即日、各保険会社の約款では5日以内に支払うこととしている。調査を口実として、生命保険金の支払が、いたずらに遅延しているかのごとき印象を国民に与えないためにも、法文上で、明確な支払時期を定めることが望ましい。

(3) 保険金請求権等の消滅時効 【各契約共通事項】

第2の3(8)と同じ。

(注) 保険料積立金等の請求権の消滅時効については、4(5)の(注3)参照

現行商法の参考条文 第663条, 第682条, 第683条第1項

【意見】

第2の3(8)と同じ。

(4) 保険者の免責 【各契約共通事項】

保険者は、次に掲げる場合には、保険金を支払う責任を負わないものとする。

(ア) 保険契約者が故意に被保険者を死亡するに至らせたとき。

(イ) 被保険者が自殺によって死亡したとき。

(ウ) 保険金受取人が故意に被保険者を死亡するに至らせたとき。ただし、その者が保険金の一部を受け取るべき場合には、保険者は、その残額を支払う責任を免れることはできない。

(I) 戦争、内乱その他これらに準ずる変乱によって被保険者が死亡したとき。

(注1) 現行商法第680条第1項第1号の「決闘其他ノ犯罪又ハ死刑ノ執行」は、法定の免責事由として掲げないものとする。

(注2) (イ)に関し免責の範囲を一定の期間内の自殺に限定することについては、なお検討する。

(注3) この規律は死亡保険契約のみに関する規律であり、生存保険契約について同様の規律は設けないものとする。

(注4) 規律の性質については、第2の3(9)の(注3)参照。

現行商法の参考条文 第640条, 第680条第1項, 第683条第1項

【意見】

賛成する。

(注2)については、自殺免責を一定期間内とすることに賛成する。

(保険事故の発生による保険給付関係後注)

保険金の請求や支払に関する契約法上の規律並びに保険者に対する権利についての差押え禁止及び保険者の財産に対する一般先取特権については、第2の3の(保険事故の発生による保険給付関係後注)参照。【各契約共通事項】

【意見】

(保険事故の発生による保険給付関係後注)2と同じ。

4 生命保険契約の終了

(1) 保険契約者による任意解除 【各契約共通事項】

第2の4(1)と同じ。

現行商法の参考条文 第653条, 第683条第1項

【意見】

特に意見なし。

(2) 重大事由による解除(特別解約権) 【各契約共通事項】

第2の4(2)と同じ(ただし、の(ア)を「保険契約者又は保険金受取人が保険金を取得し、又は第三者に保険金を取得させる目的で故意に被保険者を死亡するに至らせ、又は至らせようとした場合」とし、(イ)の「被保険者」を「保険金受取人」とし、の「保険事故によって生じた損害をてん補する」を「保険事故について保険金を支払う」とする。)

(注) の(ア)は死亡保険契約のみに関する規律であり、生存保険契約について同様の規律は設けないものとする。

現行商法の参考条文 なし

【意見】

(ア)については、自殺を含めるように読めるが、自殺を含めないようにすべきである。

(ウ)のバスケット条項については、更に要件を絞り込むよう、検討する必要がある。例えば「その他の当該保険者との信頼関係を損ない、保険制度の趣旨、目的に照らして・・・」など。

(3) 保険者の破産 【各契約共通事項】

第2の4(3)と同じ。

現行商法の参考条文 第651条、第683条第1項

【意見】

第2の4(3)と同じ。

(注1) 及びのほか、保険契約における関係当事者の倒産に関する規律を設けるかについては、現行商法第652条の規定(第三者のためにする保険契約における保険契約者の破産の規律)の実質的内容を維持するかを含め、なお検討する。

【意見】

- 1 保険者以外の関係当事者(保険仲立人、募集人)、又は保険契約者の倒産(破産、民事再生、会社更生及び特別清算手続)に関する特別の規律の必要性についても検討すべきである。
- 2 商法第652条については、その適用例が実務的には見られないようであるが、むしろ、保険者が保険契約者の破産管財人等との間で保険契約を処理

してきたため，その処理が問題とされてこなかっただけであり，破産における同時廃止事案の処理，また，破産手続以外の倒産手続での処理（例えば，個人再生における取扱い）等を含めて，第652条の規定を維持することの要否について広く検討すべきである。

（注2） 強行規定とする。

【意見】

賛成する。

(4) 解除の効力 【各契約共通事項】

第2の4(4)と同じ。

現行商法の参考条文 第645条第1項，第651条第1項ただし書，第653条，第657条第1項ただし書，第678条第2項，第683条第1項

【意見】

第2の4(4)と同じ。

（注） 片面的強行規定とする方向であるが，この当否を含め，なお検討する。

【意見】

賛成する。

(5) 保険料積立金等の支払

保険期間満了前に保険契約が終了した場合には，保険者は，保険契約者に対し，将来の保険金の支払に充てるべき保険料をもとに算定した〔一定の金額〕を支払わなければならないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

従前，約款においても，契約失効の場合のうち，一定のケースでは返還を認めており，これを制限する理由はないと考える。

(注1) 「一定の金額」の具体的内容については、契約の終了事由ごとに検討すべきであり、例えば、保険者の破産の場合(3)参照)には、保険契約の終了までに保険契約者が支払った保険料の総額のうち将来の保険金の支払に充てるべき保険料として相当な金額とすることが考えられ、保険契約者による任意解除の場合(1)参照)には、保険契約において保険料の計算の基礎とされるべきものを維持するために必要な金額(保険契約者が契約の解除をしたこと等によって保険料の計算の前提が維持されない場合におけるその維持のために必要な金額)を考慮した規律を設けることが考えられるが、現行商法の規律との関係やその実効性を含め、なお検討する。

【意見】

賛成する。ただし、「一定の金額」の額が保険契約の終了事由によって異なることは賛成であるが、終了事由の如何なる点を考慮して差異を設けるのかという点については、慎重に検討する必要がある。

【理由】

- 1 実務では、約款において一定の事情がある場合に保険料の一部返還について規定しているが - 例えば、損害保険では、失効につき保険契約者が悪意か又は重過失のある場合には保険料を返還しないが、善意かつ無重過失の場合には、未経過期間の保険料を日割り計算などにより返還する旨が定められているが、失効についての悪意重過失と、保険契約者側の危険の著しい増加・変更への寄与とは必ずしも整合しない。
- 2 「一定の金額」を、将来の保険金の支払に充てるべき保険料の額がいくらかという観点、保険契約者の集団(保険群団)を維持するのに必要な金額はいくらかという観点といった保険制度から算定方法を検討されているが、別途の理由から変更(減少)させるのであれば、その理由の合理性、変更(減額)する額(率)の合理性について、慎重に検討する必要である。
- 3 更に、保険契約者に対する情報開示という観点から、額の開示、計算方法等の説明についての規定を設けるべきである。

(注2) どのような契約をこの規律の適用対象とするかについては、なお検討する(なお、3(4)の(ア)の場合(保険契約者の故意による保険事故招致の場合)には、法律上は保険者において「一定の金額」の支払責任を負わないものとする。)

なお、いわゆる保険料不可分の原則については、第2の4の(損害

保険契約の終了関係後注) 2 参照。

【意見】

どのような契約をこの規律の適用対象とするかについては、基準を明示して保険契約者等が戸惑うことがないようにすべきである。

保険料不可分の原則を採用しないことについては、第2の4の(損害保険契約の終了関係後注) 2の意見を参照。

(注3) 「一定の金額」の請求権は、〔2年間〕〔3年間〕行使しないときは時効によって消滅するものとする(この規律については、第2の3(8)の(注1)及び(注2)参照。)

【意見】

賛成する。ただし、期間は3年間とすべきである。

(注4) 片面的強行規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第680条第2項, 第682条, 第683条第2項

【意見】

賛成する。

(生命保険契約の終了関係後注)

保険料不払による契約の解除の際の催告については、第2の4の(損害保険契約の終了関係後注) 3参照。 【各契約共通事項】

【意見】

第2の4の(損害保険契約の終了関係後注) 3と同じ。

(生命保険契約に関する事項関係後注)

- 1 団体生命保険契約にも1から4までの各規律が適用されるが、これに関する特別な規律を設ける必要性については、なお検討する。
- 2 生命保険契約についてほかに必要な契約法上の規律がないかについては、なお検討する。

【意見】

特に意見なし。

第4 傷害・疾病保険契約に関する事項

(傷害・疾病保険契約に関する事項関係前注)

1 第4では、傷害又は疾病を原因として被保険者が生存している間に一定額の保険金が支払われる契約を前提とした記載をしている。

傷害・疾病の死亡給付に関する契約(第3の1(1)の(注2)参照)については、基本的に1(2)以下の規律と同様の規律を設けることを前提としている(契約法上これを生命保険契約として位置付けるべきか、傷害・疾病保険契約として位置付けるべきかについては、なお検討する。)が、異なる規律を設ける必要がある場合には、その内容を(注)に記載している。

2 現行商法には、傷害・疾病保険契約について直接規律する規定は設けられていない。

【意見】

傷害・疾病保険契約について直接規律する規定を設けることに賛成である。

【理由】

定額保険たる傷害・疾病保険契約は、そのモラルハザードの評価において生命保険と同様の評価をすることが出来、基本的に同様の規律に服せしめることを前提としてこのような契約も許容されるべきである。なお、傷害・疾病の死亡給付等特有の問題も存在するので生命保険とは別個のカテゴリーとするのが妥当である。

対象による区分であれば、物保険と人保険という区分、給付による区分であれば、損害保険と定額保険という区分が論理的であるが、一般消費者から見た場合、対象による区分を基本とすることが理解し易い。したがって損害てん補方式の傷害・疾病保険契約について固有の規定を設けるか、又は損害保険に含まれることを確認することが妥当である。

1 傷害・疾病保険契約の成立

(1) 傷害保険契約及び疾病保険契約の意義

傷害保険契約は、当事者の一方が相手方又は第三者の傷害に関して一定額の金銭の支払〔その他の一定の給付〕をすることを約し、相手方がこれに対して保険料を支払うことを約することによって、その効力を生ずるものとする。

疾病保険契約は、当事者の一方が相手方又は第三者の疾病に関して一定額の金銭の支払〔その他の一定の給付〕をすることを約し、相手方がこれに対して保険料を支払うことを約することによって、その効力を生ずるものとする。

(注1) 及び の「その他の一定の給付」については、第3の1(1)の(注1)参照。

(注2) 及び は、「傷害」又は「疾病」を保険事故とし、又は保険事故の一部とする契約(例えば、入院給付金、高度障害保険金、後遺障害保険金等を支払う契約)を傷害・疾病保険契約とするものである(保険事故の内容については、3(1)の(注1)参照。)が、この実質的内容の具体化については、なお検討する。

(注3) 損害てん補方式の傷害・疾病保険契約に固有の規律を設けるかについては、第2の(損害保険契約に関する事項関係後注)1参照。

【意見】

賛成する。

【理由】

(前注)及び第3の1(1)に関する意見参照。

(注1)「その他の一定の給付」について、社会的ニーズが予測されるので金銭給付に限定すべきでない。しかし、金銭給付でない場合、保険料と給付との対価関係が明確でなくなる恐れがあるので、業法含めて規制が必要である。

(注2) 及び は、「傷害」又は「疾病」を保険事故とし、又は保険事故の一部とする契約(例えば、入院給付金、高度障害保険金、後遺障害保険金等を支払う契約)を傷害・疾病保険契約とするものであることについて、保険事故の内容については、3(1)の(注1)に関する意見参照。

(注3) 損害てん補方式の傷害・疾病保険契約に固有の規律を設けるかについては、(前注)及び第2の(損害保険契約に関する事項関係後注)1に関する意見参照。

(2) 他人を被保険者とする傷害・疾病保険契約

ア 被保険者の同意

他人を被保険者とする傷害・疾病保険契約は、当該被保険者の同意がなければ、その効力を生じないものとする。ただし、〔一定の場合〕には、この限りでないものとする。

(注1) 「一定の場合」の具体的内容(被保険者が保険金受取人である場合(被保険者が生存している間に自ら保険金を受け取ることを前提とした契約である場合)はこれに当たると考えられるが、このほかにどの

ような場合に被保険者の同意を効力要件とする必要がないか)については、なお検討する(第3の1(2)アの(注3)参照)。
(注2) この規律については、第3の1(2)アの(注1),(注2),(注4)及び(注5)参照。
(注3) 傷害・疾病の死亡給付に関する契約については、第3の1(2)アの(注3)と同様の検討をする必要がある。

【意見】

賛成する。

一定の場合を全て規定することは困難であるし、必要なことでもないと考え
るが、生存保険において、被保険者が保険金受取人である場合は典型的にこの
ような場合に含まれることについても賛成。

【理由】

第3の1(2)ア参照。

なお、生存保険の場合、契約締結時に同意を求め、後日これがないことを理
由に保険契約自体の無効主張を認めることは、必ずしも被保険者の保護になら
ないと考えられる。

イ 被保険者の意思による契約関係からの離脱
第3の1(2)イと同じ。

【意見】

第3の1(2)イと同じ。

(他人を被保険者とする傷害・疾病保険契約関係後注)
未成年者を被保険者とする傷害・疾病の死亡給付に関する契約の規律について
は、第3の1(2)の(他人を被保険者とする死亡保険契約関係後注)参照。

【意見】

第3の1(2)の後注と同じ。

(3) 危険に関する告知 【各契約共通事項】
第2の1(3)及び第3の1(3)と同じ。

【意見】

第2の1(3)及び第3の1(3)と同じ。

(4) 第三者のためにする傷害・疾病保険契約 【各契約共通事項】
第3の1(4)と同じ(第2の1(4)参照)。

【意見】

第3の1(4)と同じ。

(5) 保険金受取人の指定
第3の1(5)と同じ。

【意見】

第3の1(5)と同じ。

(6) 遡及保険 【各契約共通事項】
第2の1(5)及び第3の1(6)と同じ(ただし,第2の1(5)の「保険事故による損害をてん補する」を「保険事故について保険金を支払う」とし,(ア)の「保険契約者又は被保険者」を「保険契約者,被保険者又は保険金受取人」とする。)

【意見】

第2の1(5)及び第3の1(6)と同じ。

(7) 傷害・疾病保険契約の無効・取消しによる保険料の返還 【各契約共通事項】

第2の1(6)及び第3の1(7)と同じ(ただし,第2の1(6)の(ア)の「保険契約者又は被保険者」を「保険契約者,被保険者又は保険金受取人」とする。)

【意見】

第2の1(6)及び第3の1(7)と同じ。

(8) 保険証券 【各契約共通事項】

第3の1(8)と同じ(第2の1(7)参照)。

【意見】

第3の1(8)と同じ。

(傷害・疾病保険契約の成立関係後注)

- 1 保険契約の募集や締結の際の契約法上の規律については、第2の1の(損害保険契約の成立関係後注)及び第3の1の(生命保険契約の成立関係後注)参照。 【各契約共通事項】
- 2 いわゆる契約成立(責任開始)前発病不担保条項(契約成立(責任開始)後に生じた疾病についてのみ保険金を支払う旨又は契約成立(責任開始)前に疾病が生じていたときは保険者を免責とする旨の条項をいう。)に関する契約法上の規律を設けることについては、保険者の担保範囲の問題であることや危険に関する告知の規律(3)参照)との関係を踏まえて、なお検討する。

【意見】

後注2については、何らかの規制を行うべきである。

少なくとも契約成立前発病かつ不発症(あるいは契約成立後一定期間経過後)の場合には、この特約を理由とする不担保の主張を禁ずるべきである。

【理由】

網膜色素変性症のように長期間経過後に発症する疾病があることは、むしろこのような規制を必要とする根拠となるものである。責任開始後、長期間経過後発症した場合に発病が責任開始前なる主張を許すことは公正正義に反するものである。また、保険金額が高額であるか否かと、この問題とは何ら理論的關係にないものであり、保険金額が高額な契約の存在はこのような規制の必要性を否定する理由にならない。

また契約締結前に自覚症状があるような場合には、告知義務違反の問題として処理すれば足りるものと思われる。

2 傷害・疾病保険契約の変動

(1) 保険金請求権の譲渡等

第3の2(1)と同じ(ただし、「死亡保険契約」を「傷害・疾病保

険契約」とする。）」

【意見】

第3の2(1)と同じ(ただし、「死亡保険契約」を「傷害・疾病保険契約」とする。))

(2) 保険金受取人の変更

第3の2(2)と同じ(ただし、アの「死亡保険契約」を「傷害・疾病保険契約」とする。))

【意見】

第3の2(2)と同じ(ただし、アの「死亡保険契約」を「傷害疾病保険契約」とする。))

(3) 危険の増加 【各契約共通事項】

第2の2(1)及び第3の2(3)と同じ。

【意見】

第2の2(1)及び第3の2(3)と同じ。

(4) 危険の減少 【各契約共通事項】

第2の2(2)及び第3の2(4)と同じ。

【意見】

第2の2(2)及び第3の2(4)と同じ。

(5) 保険金受取人等の意思による傷害・疾病保険契約の存続

第3の2(5)と同じ。

【意見】

第3の2(5)と同じ。

3 保険事故の発生による保険給付

(1) 保険事故発生の通知 【各契約共通事項】

保険契約者，被保険者又は保険金受取人は，保険事故が発生したことを知ったときは，遅滞なく，保険者に対し，その通知を発しなければならないものとする。

(注1) 「保険事故が発生したこと」に関し，傷害・疾病保険契約の中には，傷害又は疾病が保険期間中に発生すれば，入院・高度障害等が保険期間満了後に生じた場合にも保険金を支払う契約と，傷害又は疾病に加えて，入院・高度障害等が保険期間中に生じた場合に保険金を支払う契約とがあることから，「保険事故」の内容については，なお検討する(傷害・疾病保険契約における保険事故の内容については，他の項目においても検討する必要がある。)

(注2) この規律については，第2の3(2)の(注1)及び(注2)参照。

【意見】

ここでは以下の諸点が問題とされる。

通知の発信主義：生命保険であれば被保険人が死亡した場合（現行商法第681条），損害保険であれば危険発生により損害が生じた場合（現行商法第658条）において，保険契約者又は保険金受取人の保険者への通知につき，発信主義を採用し「～通知を発することを要す」としているところ，中間試案では「通知しなければならない」として発信主義としている。結論として賛成する。

生命保険，損害保険とも，「説明義務」を課すべきかが問題とされる。現行の約款ではこのような説明義務が規定される例もあるが，説明義務は法定すべきでない。

本規定を任意規定とすべきかが問題とされているが，これは任意規定とすべきである。

生存保険の場合，本文の規律と同様の規律は設けないとされるが，賛成する。

(注1)につき，傷害・疾病保険の場合，「傷害又は疾病が保険契約期間中に発生すれば，入院・高度障害等が保険期間満了後に生じた場合にも保険を支払う契約」と「傷害又は疾病に加えて，入院・高度障害等が保険期間中に生じた場合に保険を支払う契約」とがあり，傷害・疾病保険において通知義務の対象となる「保険事故が発生したこと」の意味するところをより明確にすべきである。この場合，前者であれば「傷害又は疾病が生じたこと」をもって「保険事故が発生したこと」とすべきであり，後者で

あれば「傷害又は疾病に加えて、入院・高度障害等が保険期間中に生じたこと」が「保険事故が発生したこと」となるが、傷害・疾病保険では保険契約者は企業などでなく一般消費者が想定され、これら一般消費者において元々の保険契約の内容の区分自体の認識があるか疑わしいこともあり、またその点までの認識を一般消費者の負担とすることも適当とは思われない。これは「傷害又は疾病が生じたこと」をもって「保険事故が発生したこと」とすべきが原則である。しかし、多様な保険商品の設計を許容すべきであり、これと異なる傷害・疾病保険を保険商品とすることを禁ずる趣旨ではない。どの場合に傷害・疾病保険が「保険事故が発生したこと」との原則かを明記する必要があるということである。

【理由】

現行法上の発信主義とすることで特段の差し支えはない。

損害保険では、約款において説明義務が課されており、説明義務とは「保険事故の調査又は損害補填責任の有無若しくは填補額の確定に必要又は有益と認められる事情について説明を行い、その資料を提出する義務」とされる。これを法定する場合、保険契約者及び保険金受取人はその義務を常に負担すべきこととなるが、保険契約者及び保険金受取人において、被保険者との関係や、保険事故の内容によっては、必ずしも「保険事故の調査又は損害補填責任の有無」「填補額の確定に必要又は有益と認められる事情」などの情報を把握しているとは限らない。これを法律上の義務とする立法事実が存在しない場合があるといえる。また、説明義務を課した場合、その効果として説明義務違反は保険金の支払義務の免責まで認めるとしたら行き過ぎである。以上より、このような説明義務は法定すべきでない。ただし、これに関する規定は今後も約款において規定することは認め、約款の合理性・社会相当性は保険業法における監督規制の中で管理されるべきであり、もしも行き過ぎの約款があれば規制する方向、あるいは保険会社間での競争の中で淘汰されるという整理をもって十分であると考ええる。

上記のとおり、上記のとおり、法律上の原則は意思表示を到達主義とすべきであるが、それを敢えて保険法では発信主義で良いとするが、それとこのなる合意がある場合には、それは私的自治の問題として認めて然るべきであり、また上記の説明義務も、約款での規定は許容すべきである。本規定は任意規定として差し支えない。

生存保険の場合、被保険者が生存すること自体が保険事故であるため、この場合の保険事故の発生の都度通知義務を課す場合、通知義務が発生し続けることとなり、生存保険の性質上、このような通知義務はなじまない。

上記のとおり、保険契約者・保険金受取人の中には一般消費者が存在する

が、傷害・疾病保険では保険契約者・被保険者は一般消費者と思われる。この場合、保険契約の詳細を理解し正確に行為することの期待可能性が低い場合がある。これに対し、保険者は保険内容を熟知する金融機関であることから、通知義務の内容・通知義務の発生のタイミングもすべて簡単明瞭にすべきであり、個々の保険契約の性質や保険事故の定義の内容に応じて通知義務や通知のタイミングが異なる扱いを前提にすべきでない。また法律の規定は保険契約の原則論のあり方を規定すべきであり、本規定も単純な規定として法定すべきである。なお、この点で別異の扱いを認めることは可能であり、本条は任意規定であるとすべきであること、上記のとおりである。

(2) 保険金の支払時期 【各契約共通事項】

第2の3(7)及び第3の3(2)と同じ(ただし、第2の3(7)の「保険事故の発生並びに損害の有無及び額」を「保険事故の発生」とし、の「保険契約者又は被保険者」を「保険契約者、被保険者又は保険金受取人」とする。)

【意見】

賛成する。第2の3(7)及び第3の3(2)と同じ。

(3) 保険金請求権等の消滅時効 【各契約共通事項】

第2の3(8)及び第3の3(3)と同じ。

【意見】

第2の3(8)及び第3の3(3)と同じ。

(4) 保険者の免責 【各契約共通事項】

保険者は、次に掲げる場合には、保険金を支払う責任を負わないものとする。

(ア) 保険契約者の故意又は重大な過失によって保険事故が発生したとき。

(イ) 被保険者の故意又は重大な過失によって保険事故が発生したとき。

(ウ) 保険金受取人の故意又は重大な過失によって保険事故が発生したとき。

ただし、その者が保険金の一部を受け取るべき場合には、保険者は、その残額を支払う責任を免れることはできない。

(I) 戦争、内乱その他これらに準ずる変乱によって保険事故が発生したとき。

(注) この規律については、第2の3(9)の(注2)及び(注3)参照。

【意見】

以下の諸点が問題とされる。

被保険者の故意につき、これを保険者の免責事由と構成する（被保険者の故意によらないことを保険金の支払事由として位置づけない）ことに賛成する。傷害・疾病保険の意義に関連するが、結論として被保険者・保険金請求者に故意によらないことの証明責任を課すのは過度の負担となるためである。

「重大な過失」の意味について解釈上の争いがあり、判例（大判大正2.12.20.）においては殆ど故意に近い不注意との考えが示されている。重過失は故意と同視しうる場合との判例が定着しており、その解釈で異論のないところである。保険契約者・保険金受取人には企業も一般消費者もありうるが、保険契約の詳細を理解し正確に行為することの期待可能性が低い場合が多くあり、重過失を単に「注意を著しく欠いていること」とした場合、保険契約者や保険金受取人に極めて酷な結果となるおそれがある。判例の見解に賛成する。また実務もこの判例を前提にしていると思われ、その不都合があるとは思われない。この解釈に賛成する。

免責事由は現行法でも任意規定とされており、特に異論はない。ただし、余りに広範な免責事由は問題となる場合がある。これらは公序良俗違反によるとの説明になるのであろうが、同時に約款であれば保険業法においても行き過ぎた約款は規制の対象となるとすべきであろう。

現行商法第641条の「保険の目的の性質若しくは瑕疵、その自然の消耗」が中間試案では法定の免責事項から除外される。傷害・疾病保険につきこれを法定の免責事由から除外することに特段の異論はない。

「地震、噴火その他これらに準ずる天災」も中間試案で法定事項とされていない。地震は地震保険があり、それ自体を保険事故とする保険は存在しうるため、これを保険契約者の法定の免責事由とすべきでない。噴火も、それ自体を保険事故とする保険の成立は理論的には可能であり、一律に免責事由とすべき必要はない。その他の天災も、例えば台風・水害・洪水・崖崩れ等、様々な天災につき、それ自体を保険事故とすることもあえうると言える。これらを法定の免責事由とすべきではない。傷害・疾病保険の

場合、これらを法定の免責事由とする特段の必要性はない。特に異論はない。

保険金請求権の譲受人や質権者等の故意又は重大な過失も免責事由とすべきかが問題とされるが、これらは免責事由とすべきでない。質権者等の重過失を問題とする場合、保険契約者側に不当に不利な結果となりうる。なお、「被保険者の故意・重過失」又は「保険金受取人の故意・重過失」により保険事故が発生した場合を免責事由とする中間試案の提案は現行商法第641条の維持であるところ、その点に異論はない。なお、中間試案では保険金受取人が保険金の一部を受け取るべき場合につき、保険者は残額の支払い義務を免れないとの規定が加えられている。これは注意規定として当然であり、賛成する。

(保険事故の発生による保険給付関係後注)

保険金の請求や支払に関する契約法上の規律並びに保険者に対する権利についての差押え禁止及び保険者の財産に対する一般先取特権については、第2の3の(保険事故の発生による保険給付関係後注) 及び第3の3の(保険事故の発生による保険給付関係後注) 参照。 【各契約共通事項】

【意見】

第2の3の(保険事故の発生による保険給付関係後注) 及び第3の3の(保険事故の発生による保険給付関係後注) と同じ。

4 傷害・疾病保険契約の終了

(1) 保険契約者による任意解除 【各契約共通事項】

第2の4(1)及び第3の4(1)と同じ。

【意見】

第2の4(1)及び第3の4(1)と同じ。

(2) 重大事由による解除(特別解約権) 【各契約共通事項】

第2の4(2)及び第3の4(2)と同じ(ただし、第2の4(2)の(ア)を「保険契約者、被保険者又は保険金受取人が保険金を取得し、又は第三者に保険金を取得させる目的で故意に保険事故を発生させ、又は発生させようとした場合」とし、(イ)の「被保険者」を「保険金

受取人」とし、 の「保険事故によって生じた損害をてん補する」を「保険事故について保険金を支払う」とする。)

(注) 傷害・疾病の死亡給付に関する契約については、被保険者の故意(自殺)を解除事由の例示には掲げないものとする(第3の4(2)参照)。

【意見】

ただし書きには賛成し、その余は第2の4(2)及び第3の4(2)と同じ。また、傷害・疾病の死亡給付に関する契約について、被保険者の故意(自殺)を解除事由の例示には掲げないことについては、賛成する。

【理由】

生命保険契約の場合と同じく、被保険者の故意(自殺)によって契約を存続し難い自体となることは想定し難く、解除事由の例示に掲げるべきでないことは当然である。

(3) 保険者の破産 【各契約共通事項】
第2の4(3)及び第3の4(3)と同じ。

【意見】

第2の4(3)及び第3の4(3)と同じ。

(4) 解除の効力 【各契約共通事項】
第2の4(4)及び第3の4(4)と同じ。

【意見】

第2の4(4)及び第3の4(4)と同じ。

(5) 保険料積立金等の支払
第3の4(5)と同じ。

【意見】

第3の4(5)と同じ。

(傷害・疾病保険契約の終了関係後注)
保険料不払による契約の解除の際の催告については、第2の4の(損害保

険契約の終了関係後注) 3 及び第 3 の 4 の (生命保険契約の終了関係後注)
参照。【各契約共通事項】

【意見】

第 2 の 4 の (損害保険契約の終了関係後注) 3 及び第 3 の 4 の (生命保険契約の終了関係後注) と同じ。

(傷害・疾病保険契約に関する事項関係後注)

- 1 団体傷害・疾病保険契約については, 第 3 の (生命保険契約に関する事項関係後注) 1 参照。
- 2 傷害・疾病保険契約についてほかに必要な契約法上の規律がないかについては, なお検討する。

【意見】

特に意見なし。